

8 資料(関係法令、規約等)

(1) 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約

昭和35年1月19日ワシントンで署名

昭和35年6月23日効力発生

日本国及びアメリカ合衆国は、
両国の間に伝統的に存在する平和及び友好の関係を強化し、並びに民主主義の諸原則、個人の自由及び法の支配を擁護することを希望し、

また、両国の間の一層緊密な経済的協力を促進し、並びにそれぞれの国における経済的安定及び福祉の条件を助長することを希望し、

国際連合憲章の目的及び原則に対する信念並びにすべての国民及びすべての政府とともに平和のうちに生きようとする願望を再確認し、

両国が国際連合憲章に定める個別的又は集団的自衛の固有の権利を有していることを確認し、両国が極東における国際平和及び安全の維持に共通の関心を有することを考慮し、

相互協力及び安全保障条約を締結することを決意し、

よって、次のとおり協定する。

第1条

締約国は、国際連合憲章に定めるところに従い、それぞれが関係することのある国際紛争を平和的手段によって国際の平和及び安全並びに正義を危うくしないように解決し、並びにそれぞれの国際関係において、武力により威嚇又は武力の行使を、いかなる国の領土保全又は政治的独立に対するものも、また、国際連合の目的と両立しない他のいかなる方法によるものも慎むことを約束する。

締約国は、他の平和愛好国と協同して、国際の平和及び安全を維持する国際連合の任務が一層効果的に遂行されるように国際連合を強化することに努力する。

第2条

締約国は、その自由な諸制度を強化することにより、これらの制度の基礎をなす原則の理解を促進することにより、並びに安定及び福祉の条件を助長することによって、平和的かつ友好的な国際関係の一層の発展に貢献する。締約国は、その国際経済政策における食い違いを除くことに努め、また、両国の間の経済的協力を促進する。

第3条

締約国は、個別的に及び相互に協力して、継続的かつ効果的な自助及び相互援助により、武力攻撃に抵抗するそれぞれの能力を、憲法上の規定に従うことを条件として、維持し発展させる。

第4条

締約国は、この条約の実施に関して随時協議し、また、日本国の安全又は極東における国際の平和及び安全に対する脅威が生じたときはいつでも、いずれか一方の締約国の要請により協議する。

第5条

各締約国は、日本国の施政下にある領域における、いずれか一方に対する武力攻撃が、自国の平和及び安全を危うくするものであることを認め、自国の憲法上の規定及び手続きに従って共通の危険に対処するように行動することを宣言する。

前記の武力攻撃及びその結果として執ったすべての措置は、国際連合憲章第51条の規定に従って直ちに国際連合安全保障理事会に報告しなければならない。その措置は、安全保障理事会が国際の平和及び安全を回復し及び維持するために必要な措置を執ったときは、終止しなければならない。

第6条

日本国の安全に寄与し、並びに極東における国際の平和及び安全の維持に寄与するため、アメリカ合衆国は、その陸軍、空軍及び海軍が日本国において施設及び区域を使用することを許される。

前記の施設及び区域の使用並びに日本国における合衆国軍隊の地位は、1952年2月28日に東京で署名された日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第3条に基く行政協定（改正を含む。）に代わる別個の協定及び合意される他の取り極めにより規律される。

第7条

この条約は、国際連合憲章に基づく締約国の権利及び義務又は国際の平和及び安全を維持する国際連合の責任に対しては、どのような影響も及ぼすものではなく、また、及ぼすものと解釈してはならない。

第8条

この条約は、日本国及びアメリカ合衆国により各自の憲法上の手続きに従って批准されなければならない。この条約は、両国が東京で批准書を交換した日に効力を生ずる。

第9条

1951年9月8日にサン・フランシスコ市で署名された日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約は、この条約の効力発生の時に効力を失う。

第10条

この条約は、日本区域における国際の平和及び安全の維持のため十分な定めをする国際連合の措置が、効力を生じたと日本国政府及びアメリカ合衆国政府が認める時まで効力を有する。

もっとも、この条約が10年間効力を存続した後は、いずれの締約国も、他方の締約国に対してこの条約を終了させる意思を通告することができ、その場合には、この条約は、そのような通告が行われた後1年で終了する。

以上の証拠として、下名の全権委員は、この条約に署名した。

1960年1月19日にワシントンで、ひとしく正文である日本語及び英語により本書2通を作成した。

日本国のために

岸 信 介

藤 山 愛一郎

石 井 光次郎

足 立 正

朝 海 浩一郎

アメリカ合衆国のために

クリスチャン・A・ハーター

ダグラス・マックアーサー二世

J・グレイアム・パースンズ

(2) 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条
に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関
する協定

—— 地位協定 ——

昭和35年1月19日ワシントンで署名

昭和35年6月23日効力発生

第1条

この協定において、

- (a) 「合衆国軍隊の構成員」とは、日本国の領域にある間におけるアメリカ合衆国の陸軍、海軍又は空軍に属する人員で現に服役中のものをいう。
- (b) 「軍属」とは、合衆国の国籍を有する文民で日本国にある合衆国軍隊に雇用され、これに勤務し、又はこれに随伴するもの（通常日本国に居住する者及び第14条1に掲げる者を除く。）をいう。この協定のための適用上、合衆国及び日本国の二重国籍者で合衆国が日本国に入れたものは、合衆国国民とみなす。
- (c) 「家族」とは、次のものをいう。
 - (1)配偶者及び21歳未満の子
 - (2)父、母及び21歳以上の子で、その生計費の半額以上を合衆国軍隊の構成員又は軍属に依存するもの

第2条

- 1. (a) 合衆国は、相互協力及び安全保障条約第6条の規定に基づき、日本国内の施設及び区域の使用を許される。個々の施設及び区域に関する協定は、第25条に定める合同委員会を通じて両政府が締結しなければならない。「施設及び区域」には、当該施設及び区域の運営に必要な現存の設備、備品及び定着物を含む。
 - (b) 合衆国が日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第3条に基づく行政協定の終了の時に使用している施設及び区域は、両政府が(a)の規定に従って合意した施設及び区域とみなす。
- 2. 日本国政府及び合衆国政府は、いずれか一方の要請があるときは、前記の取り極めを再検討しなければならない。また、前記の施設及び区域を日本国に返還すべきこと又は新たに施設及び区域を提供することを合意することができる。
- 3. 合衆国軍隊が使用する施設及び区域は、この協定の目的のため必要でなくなったときは、いつでも、日本国に返還しなければならない。合衆国は、施設及び区域の必要性を前記の返還を目的として絶えず検討することに同意する。
- 4. (a) 合衆国軍隊が施設及び区域を一時的に使用していないときは、日本国政府は、臨時にそのよう

な施設及び区域をみずから使用し、又は日本国民に使用させることができる。ただし、この使用が、合衆国軍隊による当該施設及び区域の正規の使用の目的にとって有害でないことが合同委員会を通じて両政府間に合意された場合に限る。

- (b) 合衆国軍隊が一定の期間を限って使用すべき施設及び区域に関しては、合同委員会は、当該施設及び区域に関する協定中に、適用があるこの協定の規定の範囲を明記しなければならない。

第3条

1. 合衆国は、施設及び区域内において、それらの設定、運営、警護及び管理のため必要なすべての措置を執ることができる。日本国政府は、施設及び区域の支持、警護及び管理のための合衆国軍隊の施設及び区域への出入りの便を図るため、合衆国軍隊の要請があったときは、合同委員会を通ずる両政府間の協議のうえで、それらの施設及び区域に隣接し又はそれらの近傍の土地、領水及び空間において、関係法令の範囲内で必要な措置を執るものとする。合衆国も、また、合同委員会を通ずる両政府間の協議のうえで前記の目的のため必要な措置を執ることができる。
2. 合衆国は、1に定める措置を、日本国の領域への、領域からの又は領域内の航海、航空、通信又は陸上交通を不必要に妨げるような方法によっては執らないことに同意する。合衆国が使用する電波放射の装置が用いる周波数、電力及びこれらに類する事項に関するすべての問題は、両政府の当局間の取り極めにより解決しなければならない。日本国政府は、合衆国軍隊が必要とする電気通信用電子装置に対する妨害を防止し又は除去するためのすべての合理的な措置を関係法令の範囲内で執るものとする。
3. 合衆国軍隊が使用している施設及び区域における作業は、公共の安全に妥当な考慮を払って行なわなければならない。

第4条

1. 合衆国は、この協定の終了の際又はその前に日本国に施設及び区域を返還するに当たって、当該施設及び区域をそれらが合衆国軍隊に提供された時の状態に回復し、又はその回復の代わりに日本国に補償する義務を負わない。
2. 日本国は、この協定の終了の際又はその前における施設及び区域の返還の際、当該施設及び区域に加えられている改良又はそこに残される建物若しくはその他の工作物について、合衆国にいかなる補償する義務も負わない。
3. 前記の規定は、合衆国政府が日本国政府との特別取り極めに基づいて行う建設には適用しない。

第5条

1. 合衆国及び合衆国以外の国の船舶及び航空機で、合衆国によって、合衆国のために又は合衆国の管理の下に公の目的で運航されるものは、入港料又は着陸料を課されないで日本国の港又は飛行場に入りすることができる。この協定による免除を与えられない貨物又は旅客がそれらの船舶又は航空機

で運送されるときは、日本国の当局にその旨の通告を与えなければならない、その貨物又は旅客の日本国への入国及び同国からの出国は、日本国の法令による。

2. 1に掲げる船舶及び航空機、合衆国政府所有の車両（機甲車両を含む。）並びに合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族は、合衆国軍隊が使用している施設及び区域に出入りし、これらのものの間を移動し、及びこれらのものと日本国の港又は飛行場との間を移動することができる。合衆国の軍用車両の施設及び区域への出入並びにこれらのものの間の移動には、道路使用料その他の課徴金を課さない。
3. 1に掲げる船舶が日本国の港に入る場合には、通常の状態においては、日本国の当局に適当な通告をしなければならない。その船舶は、強制水先を免除される。もっとも、水先人を使用したときは、応当する料率で水先料を支払わなければならない。

第6条

1. すべての非軍用及び軍用の航空交通管理及び通信の体系は、緊密に協調して発達を図るものとし、かつ、集団安全保障の利益を達成するため必要な程度に整合するものとする。この協調及び整合を図るため必要な手続き及びそれに対するその後の変更は、両政府の当局間の取り極めによって定める。
2. 合衆国軍隊が使用している施設及び区域並びにそれらに隣接し又はそれらの近傍の領水におかれ、又は設置される灯火その他の航行補助施設及び航空保安施設は、日本国で使用されている様式に合致しなければならない。これらの施設を設置した日本国及び合衆国の当局は、その位置及び特徴を相互に通告しなければならない、かつ、それらの施設を変更し、又は新たに設置する前に予告をしなければならない。

第7条

合衆国軍隊は、日本国政府の各省その他の機関に当該時に適用されている条件よりも不利でない条件で、日本国政府が有し、管理し、又は規制するすべての公益事業及び公共の役務を利用することができ、並びにその利用における優先権を享有するものとする。

第8条

日本国政府は、両政府の当局間の取り極めに従い、次の気象業務を合衆国軍隊に提供することを約束する。

- (a) 地上及び海上からの気象観測（気象観測船からの観測を含む。）
- (b) 気象資料（気象庁の定期的概報及び過去の資料を含む。）
- (c) 航空機の安全かつ正確な運航のため必要な気象情報を報ずる電気通信業務
- (d) 地震観測の資料（地震から生ずる津波の予想される程度及びその津波の影響を受ける区域の予報を含む。）

第9条

1. この条の規定に従うことが条件として、合衆国は、合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族である者を日本国に入れることができる。
2. 合衆国軍隊の構成員は、旅券及び査証に関する日本国の法令の適用から除外される。合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族は、外国人の登録及び管理に関する日本国の法令の適用から除外される。ただし、日本国の領域における永久的な居所又は住所を要求する権利を取得するものとみなされない。
3. 合衆国軍隊の構成員は、日本国への入国又は日本国からの出国に当たって、次の文書を携帯しなければならない。
 - (a) 氏名、生年月日、階級及び番号、軍の区分並びに写真を掲げる身分証明書
 - (b) その個人又は集団が合衆国軍隊の構成員として有する地位及び命令された旅行の証明となる個別的又は集団的旅行の命令書合衆国軍隊の構成員は、日本国にある間の身分証明のため、前記の身分証明書を携帯していなければならない。身分証明書は、要請があるときは日本国の当局に提示しなければならない。
4. 軍属、その家族及び合衆国軍隊の構成員の家族は、合衆国の当局が発給した適当な文書を携帯し、日本国への入国若しくは日本国からの出国に当たって又は日本国にある間その身分を日本国の当局が確認することができるようにしなければならない。
5. 1 の規定に基づいて日本国に入国した者の身分に変更があってその者がそのような入国の資格を有しなくなった場合には、合衆国の当局は、日本国の当局にその旨を通告するものとし、また、その者が日本国から退去することを日本国の当局によって要求された時は、日本国政府の負担によらないで相当の期間内に日本国から輸送することを確保しなければならない。
6. 日本国政府が合衆国軍隊の構成員若しくは軍属の日本国の領域からの送出を要請し、又は合衆国軍隊の旧構成員若しくは旧軍属に対し若しくは合衆国軍隊の構成員、軍属、旧構成員若しくは旧軍属の家族に対し退去命令を出したときは、合衆国の当局は、それらの者を自国の領域内に受け入れ、その他日本国外に送出することにつき責任を負う。この項の規定は、日本国民でない者で合衆国軍隊の構成員若しくは軍属として又は合衆国軍隊の構成員若しくは軍属となるために日本国に入国したもの及びそれらの者の家族に対してのみ適用する。

第10条

1. 日本国は、合衆国が合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族に対して発給した運転許可証若しくは運転免許証又は軍の運転許可証を、運転者試験又は手数料を課さないで、有効なものとして承認する。
2. 合衆国軍隊及び軍属用の公用車両は、それを容易に識別させる明確な番号標又は個別の記号を付けていなければならない。

3. 合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族の私有車両は、日本国民に適用される条件と同一の条件で取得する日本国の登録番号標を付けていなければならない。

第11条

1. 合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族は、この協定中に規定がある場合を除くほか、日本国の税関当局が執行する法令に服さなければならない。
2. 合衆国軍隊、合衆国軍隊の公認調達機関又は第15条に定める諸機関が合衆国軍隊の公用のため又は合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族の使用のため輸入するすべての資材、需品及び備品又は合衆国軍隊が専用すべき資材、需品及び備品又は合衆国軍隊が使用する物品若しくは施設に最終的には合体されるべき資材、需品及び備品は、日本国に入れることを許される。この輸入には、関税その他の課徴金を課さない。前記の資材、需品及び備品は、合衆国軍隊、合衆国軍隊の公認調達機関又は第15条に定める諸機関が輸入するものである旨の適当な証明書（合衆国軍隊が専用すべき資材、需品及び備品又は合衆国軍隊が使用する物品若しくは施設に最終的には合体されるべき資材、需品及び備品にあっては、合衆国軍隊が前記の目的のために受領すべき旨の適当な証明書）を必要とする。
3. 合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族に仕向けられ、かつ、これらの者の私用に供される財産には、関税その他課徴金を課する。ただし、次のものについては、関税その他の課徴金を課さない。
 - (a) 合衆国軍隊の構成員若しくは軍属が日本国で勤務するため最初に到着した時に輸入し、又はそれらの家族が当該合衆国軍隊の構成員若しくは軍属と同居するため最初に到着した時に輸入するこれらの者の私用のための家具及び家庭用品並びにこれらの者が入国の際持ち込む私用のための身回品
 - (b) 合衆国軍隊の構成員又は軍属が自己又はその家族の私用のため輸入する車両及び部品
 - (c) 合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族の私用のため合衆国において通常日常用として購入される種類の合理的な数量の衣類及び家庭用品で、合衆国軍事郵便局を通じて日本国に郵送されるもの
4. 2及び3で与える免除は、物の輸入の場合のみに適用するものとし、関税及び内国消費税がすでに徴収された物を購入する場合に、当該物の輸入の際税関当局が徴収したその関税及び内国消費税を払い戻すものと解してはならない。
5. 税関検査は、次のものの場合には行わないものとする。
 - (a) 命令により日本国に入国し、又は日本国から出国する合衆国軍隊の部隊
 - (b) 公用の封印がある公文書及び合衆国軍事郵便路線上にある公用郵便物
 - (c) 合衆国政府の船荷証券により船積みされる軍事貨物
6. 関税の免除を受けて日本国に輸入された物は、日本国及び合衆国の当局が相互間で合意する条件に従って処分を認める場合を除くほか、関税の免除を受けて当該物を輸入する権利を有しない者に対して日本国内で処分してはならない。

7. 2 及び 3 の規定に基づく関税その他の課徴金の免除を受けて日本国に輸入された物は、関税その他の課徴金の免除を受けて再輸出することができる。
8. 合衆国軍隊は、日本国の当局と協力して、この条の規定に従って合衆国軍隊、合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族に与えられる権利の濫用を防止するため必要な措置を執らなければならない。
9. (a) 日本国の当局及び合衆国軍隊は、日本国政府の税関当局が執行する法令に違反する行為を防止するため、調査の実施及び証拠の収集について相互に援助しなければならない。
- (b) 合衆国軍隊は、日本国政府の税関当局によって又はこれに代わって行われる差し押さえを受けるべき物件がその税関当局に引き渡されることを確保するため、可能なすべての援助を与えなければならない。
- (c) 合衆国軍隊は、合衆国軍隊の構成員若しくは軍属又はそれらの家族が納付すべき関税、租税及び罰金の納付を確保するため、可能なすべての援助を与えなければならない。
- (d) 合衆国軍隊に属する車両及び物件で、日本国政府の関税又は財務に関する法令に違反する行為に関連して日本国政府の税関当局が差し押さえたものは、関係部隊の当局に引き渡さなければならない。

第 12 条

1. 合衆国は、この協定の目的のため又はこの協定で認められるところにより日本国で供給されるべき需品又は行われるべき工事のため、供給者又は工事を行う者の選択に関して制限を受けないで契約することができる。そのような需品又は工事は、また、両政府の当局間で合意されるときは、日本国政府を通じて調達することができる。
2. 現地で供給される合衆国軍隊の維持のため必要な資材、需品、備品及び役務でその調達が日本国の経済に不利な影響を及ぼすおそれがあるものは、日本国の権限のある当局との調整の下に、また、望ましいときは日本国の権限のある当局を通じて又はその援助を得て、調達しなければならない。
3. 合衆国軍隊又は合衆国軍隊の公認調達機関が適当な証明書を付して日本国で公用のため調達する資材、需品、備品及び役務は、日本の次の租税を免除される。
- (a) 物品税
 - (b) 通行税
 - (c) 揮発油税
 - (d) 電気ガス税

最終的には合衆国軍隊が使用するため調達される資材、需品、備品及び役務は、合衆国軍隊の適当な証明書があれば、物品税及び揮発油税を免除される。両政府は、この条に明示していない日本の現在の又は将来の租税で、合衆国軍隊によって調達され、又は最終的には合衆国軍隊が使用するため

調達される資材、需品、備品及び役務の購入価格の重要なかつ容易に判別することができる部分をなすと認められるものに関しては、この条の目的に合致する免税又は税の軽減を認めるための手続きについて合意するものとする。

4. 現地の労務に対する合衆国軍隊及び第15条に定める諸機関の需要は、日本国の当局の援助を得て充足される。
5. 所得税、地方住民税及び社会保障のための納付金を源泉徴収して納付するための義務並びに、相互間で別段の合意をする場合を除くほか、賃金及び諸手当に関する条件その他の雇用及び労働の条件、労働者の保護のための条件並びに労働関係に関する労働者の権利は、日本国の法令で定めるところによらなければならない。
6. 合衆国軍隊又は、適当な場合には、第15条に定める機関により労働者が解職され、かつ、雇用契約が終了していない旨の日本国の裁判所又は労働委員会の決定が最終的のものとなった場合には、次の手続きが適用される。
 - (a) 日本国政府は、合衆国軍隊又は前記の機関に対し、裁判所又は労働委員会の決定を通報する。
 - (b) 合衆国軍隊又は前記の機関が当該労働者を就労させることを希望しないときは、合衆国軍隊又は前記の機関は、日本国政府から裁判所又は労働委員会の決定について通報を受けた後7日以内に、その旨を日本国政府に通告しなければならない。暫定的にその労働者を就労させないことができる。
 - (c) 前記の通告が行われたときは、日本国政府及び合衆国軍隊又は前記の機関は、事件の実際的な解決方法を見出すため遅滞なく協議しなければならない。
 - (d) (c)の規定に基づく協議の開始の日から30日の期間内にそのような解決に到達しなかったときは、当該労働者は、就労することができない。このような場合には、合衆国政府は、日本国政府に対し、両政府間で合意される期間の当該労働者の雇用の費用に等しい額を支払わなければならない。
7. 軍属は、雇用の条件に関して日本国の法令に服さない。
8. 合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族は、日本国における物品及び役務の個人的購入について日本国の法令に基づいて課される租税又は類似の公課の免除をこの条の規定を理由として享有することはない。
9. 3に掲げる租税の免除を受けて日本国で購入した物は、日本国及び合衆国の当局が相互間で合意する条件に従って処分を認める場合を除くほか、当該租税の免除を受けて当該物を購入する権利を有しない者に対して日本国内で処分してはならない。

第13条

1. 合衆国軍隊は、合衆国軍隊が日本国において保有し、使用し、又は移転する財産について租税又は類似の公課を課されない。
2. 合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族は、これらの者が合衆国軍隊に勤務し、又は合衆

国軍隊若しくは第15条に定める諸機関に雇用された結果受ける所得について、日本国政府又は日本国にあるその他の課税権者に日本の租税を納付する義務を負わない。この条の規定は、これらの者に対し、日本国の源泉から生ずる所得についての日本の租税の納付を免除するものではなく、また、合衆国の所得税のために日本国に居所を有することを申し立てる合衆国市民に対し、所得についての日本の租税の納付を免除するものではない。これらの者が合衆国軍隊の構成員若しくは軍属又はそれらの家族であるという理由のみによって日本国にある期間は、日本の租税の賦課上、日本国に居所又は住所を有する期間とは認めない。

3. 合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族は、これらの者が一時的に日本国にあることのみに基づいて日本国に所在する有体又は無体の動産の保有、使用、これらの者相互間の移転又は死亡による移転についての日本国における租税を免除される。ただし、この免除は、投資若しくは事業を行うため日本国において保有される財産又は日本国において登録された無体財産権には適用しない。この条の規定は、私有車両による道路の使用について納付すべき租税の免除を与える義務を定めるものではない。

第14条

1. 通常合衆国に居住する人（合衆国の法律に基づいて組織された法人を含む。）及びその被用者で、合衆国軍隊のための合衆国との契約の履行のみを目的として日本国にあり、かつ、合衆国政府が2の規定に従い指定するものは、この条に規定がある場合を除くほか、日本国の法令に服さなければならない。
2. 1にいう指定は、日本国政府との協議の上で行われるものとし、かつ、安全上の考慮、関係業者の技術上の適格要件、合衆国の標準に合致する資材若しくは役務の欠如又は合衆国の法令上の制限のため競争入札を実施することができない場合に限り行われるものとする。

前記の指定は、次のいずれかの場合には、合衆国政府が取り消すものとする。

- (a) 合衆国軍隊のための合衆国との契約の履行が終わったとき。
- (b) それらの者が日本国において合衆国軍隊関係の事業活動以外の事業活動に従事していることが立証されたとき。
- (c) それらの者が日本国で違法とされる活動を行っているとき。
3. 前記の人及びその被用者は、その身分に関する合衆国の当局の証明があるときは、この協定による次の利益を与えられる。
- (a) 第5条2に定める出入り及び移動の権利
- (b) 第9条の規定による日本国への入国
- (c) 合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族について第11条3に定める関税その他の課徴金の免除

- (d) 合衆国政府により認められたときは、第 15 条に定める諸機関の役務を利用する権利
 - (e) 合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族について第 19 条 2 に定めるもの
 - (f) 合衆国政府により認められたときは、第 20 条に定めるところにより軍票を使用する権利
 - (g) 第 21 条に定める郵便施設の利用
 - (h) 雇用の条件に関する日本国の法令の適用からの除外
4. 前記の人及びその被用者は、その身分の者であることが旅券に記載されていなければならない、その到着、出発及び日本国にある間の居所は、合衆国軍隊が日本国の当局に随時に通告しなければならない。
5. 前記の人及びその被用者が 1 に掲げる契約の履行のためにのみ保有し、使用し、又は移転する減価償却資産（家屋を除く。）については、合衆国軍隊の権限のある官憲の証明があるときは、日本の租税又は類似の公課を課されない。
6. 前記の人及びその被用者は、合衆国軍隊の権限のある官憲の証明があるときは、これらの者が一時的に日本国にあることのみに基づいて日本国に所在する有体又は無体の動産の保有、使用、死亡による移転又はこの協定に基づいて租税の免除を受ける権利を有する人若しくは機関への移転についての日本国における租税を免除される。ただし、この免除は、投資のため若しくは他の事業を行なうため日本国において保有される財産又は日本国において登録された無体財産権には適用しない。この条の規定は、私有車両による道路の使用について納付すべき租税の免除を与える義務を定めるものではない。
7. 1 に掲げる人及びその被用者は、この協定に定めるいずれかの施設又は区域の建設、維持又は運営に関して合衆国政府と合衆国において結んだ契約に基づいて発生する所得について、日本国政府又は日本国にあるその他の課税権者に所得税又は法人税を納付する義務を負わない。この項の規定は、これらの者に対し、日本国の源泉から生ずる所得についての所得税又は法人税の納付を免除するものではなく、また、合衆国の所得税のために日本国に居所を有することを申し立てる前記の人及びその被用者に対し、所得についての日本の租税の納付を免除するものではない。これらの者が合衆国政府との契約の履行に関してのみ日本国にある期間は、前記の租税の賦課上、日本国に居所又は住所を有する期間とは認めない。
8. 日本国の当局は、1 に掲げる人及びその被用者に対し、日本国において犯す罪で日本国の法令によって罰することができるものについて裁判権を行使する第一次の権利を有する。日本国の当局が前記の裁判権を行使しないことに決定した場合には、日本国の当局は、できる限りすみやかに合衆国の軍当局にその旨を通告しなければならない。この通告があったときは、合衆国の軍当局は、これらの者に対し、合衆国の法令により与えられた裁判権を行使する権利を有する。

第 15 条

1. (a) 合衆国の軍当局が公認し、かつ、規制する海軍販売所、ピー・エックス、食堂、社交クラブ、劇場、新聞その他の歳出外資金による諸機関は、合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家

族の利用に供するため、合衆国軍隊が使用している施設及び区域内に設置することができる。これらの諸機関は、この協定に別段の定めがある場合を除くほか、日本の規制、免許、手数料、租税又は類似の管理に服さない。

(b) 合衆国の軍当局が公認し、かつ、規制する新聞が一般の公衆に販売されるときは、当該新聞は、その頒布に関する限り、日本の規制、免許、手数料、租税又は類似の管理に服する。

2. これらの諸機関による商品及び役務の販売には、1(b)に定める場合を除くほか、日本の租税を課さず、これらの諸機関による商品及び需品の日本国内における購入には、日本の租税を課する。
3. これらの諸機関が販売する物品は、日本国及び合衆国の当局が相互間で合意する条件に従って処分を認める場合を除くほか、これらの諸機関から購入することを認められない者に対して日本国内で処分してはならない。
4. この条に掲げる諸機関は、日本国の当局に対し、日本国の税法が要求するところにより資料を提供するものとする。

第16条

日本国において、日本国の法令を尊重し、及びこの協定の精神に反する活動、特に政治的活動を慎むことは、合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族の義務である。

第17条

1. この条の規定に従うことを条件として、
 - (a) 合衆国の軍当局は、合衆国の軍法に服するすべての者に対し、合衆国の法令により与えられたすべての刑事及び懲戒の裁判権を日本国において行使する権利を有する。
 - (b) 日本国の当局は、合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族に対し、日本国の領域内で犯す罪で日本国の法令によって罰することができるものについて、裁判権を有する。
2. (a) 合衆国の軍当局は、合衆国の軍法に服する者に対し、合衆国の法令によって罰することができる罪で日本国の法令によっては罰することができないもの（合衆国の安全に関する罪を含む。）について、専属的裁判権を行使する権利を有する。
 - (b) 日本国の当局は、合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族に対し、日本国の法令によって罰することができる罪で合衆国の法令によっては罰することができないもの（日本国の安全に関する罪を含む。）について、専属的裁判権を行使する権利を有する。
 - (c) 2及び3の規定の適用上、国の安全に関する罪は、次のものを含む。
 - (i) 当該国に対する反逆
 - (ii) 妨害行為（サボタージュ）、諜報行為又は当該国の公務上若しくは国防上の秘密に関する法令の違反
3. 裁判権を行使する権利が競合する場合には、次の規定が適用される。

(a) 合衆国の軍当局は、次の罪については、合衆国軍隊の構成員又は軍属に対して裁判権を行使する第一次の権利を有する。

(i) もっぱら合衆国の財産若しくは安全のみに対する罪又はもっぱら合衆国軍隊の他の構成員若しくは軍属若しくは合衆国軍隊の構成員若しくは軍属の家族の身体若しくは財産のみに対する罪

(ii) 公務執行中の作為又は不作為から生ずる罪

(b) その他の罪については、日本国の当局が、裁判権を行使する第一次の権利を有する。

(c) 第一次の権利を有する国は、裁判権を行使しないことに決定したときは、できる限りすみやかに他方の国の当局にその旨を通告しなければならない。第一次の権利を有する国の当局は、他方の国がその権利の放棄を特に重要であると認めた場合において、その他方の国の当局から要請があったときは、その要請に好意的考慮を払わなければならない。

4. 前諸項の規定は、合衆国の軍当局が日本国民又は日本国に通常居住する者に対し裁判権を行使する権利を有することを意味するものではない。ただし、それらの者が合衆国軍隊の構成員であるときは、この限りでない。

5. (a) 日本国の当局及び合衆国の軍当局は、日本国の領域内における合衆国軍隊の構成員若しくは軍属又はそれらの家族の逮捕及び前諸項の規定に従って裁判権を行使すべき当局へのそれらの者の引き渡しについて、相互に援助しなければならない。

(b) 日本国の当局は、合衆国の軍当局に対し、合衆国軍隊の構成員若しくは軍属又はそれらの家族の逮捕についてすみやかに通告しなければならない。

(c) 日本国が裁判権を行使すべき合衆国軍隊の構成員又は軍属たる被疑者の拘禁は、その者の身柄が合衆国の手中にあるときは、日本国により公訴が提起されるまでの間、合衆国が引き続き行うものとする。

6. (a) 日本国の当局及び合衆国の軍当局は、犯罪についてのすべての必要な捜査の実施並びに証拠の収集及び提出（犯罪に関連する物件の押収及び相当な場合にはその引き渡しを含む。）について、相互に援助しなければならない。ただし、それらの物件の引き渡しは、引き渡しを行う当局が定める期間内に還付されることを条件として行うことができる。

(b) 日本国に当局及び合衆国の軍当局は、裁判権を行使する権利が競合するすべての事件の処理について、相互に通告しなければならない。

7. (a) 死刑の判決は、日本国の法制が同様の場合に死刑を規定していない場合には、合衆国の軍当局が日本国内で執行してはならない。

(b) 日本国の当局は、合衆国の軍当局がこの条の規定に基づいて日本国の領域内で言い渡した自由刑の執行について合衆国の軍当局から援助の要請があったときは、その要請に好意的考慮を払わ

なければならない。

8. 被告人がこの条の規定に従って日本国の当局又は合衆国の軍当局のいずれかにより裁判を受けた場合において、無罪の判決を受けたとき、又は有罪の判決を受けて服役しているとき、服役したとき、若しくは赦免されたときは、他方の国の当局は、日本国の領域内において同一の犯罪について重ねてその者を裁判してはならない。ただし、この項の規定は、合衆国の軍当局が合衆国軍隊の構成員を、その者が日本国の当局により裁判を受けた犯罪を構成した作為又は不作為から生ずる軍紀違反について、裁判することを妨げるものではない。
9. 合衆国軍隊の構成員若しくは軍属又はそれらの家族は、日本国の裁判権に基づいて公訴を提起された場合には、いつでも、次の権利を有する。
 - (a) 遅滞なく迅速な裁判を受ける権利
 - (b) 公判前に自己に対する具体的な訴因の通知を受ける権利
 - (c) 自己に不利な証人と対決する権利
 - (d) 証人が日本国の管轄内にあるとき、自己のために強制的手続きにより証人を求める権利
 - (e) 自己の弁護のため自己の選択する弁護人をもつ権利又は日本国でその当時通常行われている条件に基づき費用を要しないで若しくは費用の補助を受けて弁護人をもつ権利
 - (f) 必要と認めたときは、有能な通訳を用いる権利
 - (g) 合衆国の政府の代表者と連絡する権利及び自己の裁判にその代表者を立ち会わせる権利
10. (a) 合衆国軍隊の正規に編成された部隊又は編成隊は、第2条の規定に基づき使用する施設及び区域において警察権を行う権利を有する。合衆国軍隊の軍事警察は、それらの施設及び区域において、秩序及び安全の維持を確保するためすべての適当な措置を執ることができる。
(b) 前記の施設及び区域の外部においては、前記の軍事警察は、必ず日本国の当局との取り極めに従うことを条件とし、かつ、日本国の当局と連絡して使用されるものとし、その使用は、合衆国軍隊の構成員の間の規律及び秩序の維持のため必要な範囲内に限るものとする。
11. 相互協力及び安全保障条約第5条の規定が適用される敵対行為が生じた場合には、日本国政府及び合衆国政府のいずれの一方も、他方の政府に対し60日前に予告を与えることによって、この条のいずれの規定の適用も停止させる権利を有する。この権利が行使されたときは、日本国政府及び合衆国政府は、適用を停止される規定に代わるべき適当な規定を合意する目的をもって直ちに協議しなければならない。
12. この条の規定は、この協定の効力発生前に犯したいかなる罪にも適用しない。それらの事件に対しては、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第3条に基づく行政協定第17条の当該時に存在した規定を適用する。

第18条

1. 各当事国は、自国が所有し、かつ、自国の陸上、海上又は航空の防衛隊が使用する財産に対する損害については、次の場合には、他方の当事国に対するすべての請求権を放棄する。

- (a) 損害が他方の当事国の防衛隊の構成員又は被用者によりその者の公務の執行中に生じた場合
- (b) 損害が他方の当事国が所有する車両、船舶又は航空機でその防衛隊が使用するものの使用から生じた場合。ただし、損害を与えた車両、船舶若しくは航空機が公用のため使用されていたとき、又は損害が公用のため使用されている財産に生じたときに限る。

海難救助についての一方の当事国の他方の当事国に対する請求権は、放棄する。ただし、救助された船舶又は積み荷が、一方の当事国が所有し、かつ、防衛隊が公用のため使用しているものであった場合に限る。

2. (a) いずれか一方の当事国が所有するその他の財産で日本国内にあるものに対して1に掲げるようにして損害が生じた場合には、両政府が別段の合意をしない限り、(b)の規定に従って選定される一人の仲裁人が、他方の当事国の責任の問題を決定し、及び損害の額を査定する。仲裁人は、また、同一の事件から生ずる反対の請求を裁定する。

(b) (a)に掲げる仲裁人は、両政府間の合意によって、司法関係の上級の地位を現に有し、又は有したことがある日本国民の中から選定する。

(c) 仲裁人が行った裁定は、両当事国に対して拘束力を有する最終的のものとする。

(d) 仲裁人が裁定した賠償の額は、5(e)(i)、(ii)及び(iii)の規定に従って分担される。

(e) 仲裁人の報酬は、両政府間の合意によって定め、両政府が、仲裁人の任務の遂行に伴う必要な費用とともに、均等の割合で支払う。

(f) もっとも、各当事国は、いかなる場合においても1400合衆国ドル又は50万4000円までの額については、その請求権を放棄する。これらの通貨の間の為替相場に著しい変動があった場合には、両政府は、前記の額の適当な調整について合意するものとする。

3. 1及び2の規定の適用上、船舶について「当事国が所有する」というときは、その当事国が裸用船した船舶、裸の条件で徴発した船舶又は拿捕した船舶を含む。ただし、損失の危険又は責任が当該当事国以外の者によって負担される範囲については、この限りでない。

4. 各当事国は、自国の防衛隊の構成員がその公務の執行に従事している間に被った負傷又は死亡については、他方の当事国に対するすべての請求権を放棄する。

5. 公務執行中の合衆国軍隊の構成員若しくは被用者の作為若しくは不作為又は合衆国軍隊が法律上責任を有するその他の作為、不作為若しくは事故で、日本国において日本国政府以外の第三者に損害を与えたものから生ずる請求権（契約による請求権及び6又は7の規定の適用を受ける請求権を除く。）は、日本国が次の規定に従って処理する。

(a) 請求は、日本国の自衛隊の行動から生ずる請求権に関する日本国の法令に従って、提起し、審

査し、かつ、解決し、又は裁判する。

- (b) 日本国は、前記のいかなる請求をも解決することができるものとし、合意され、又は裁判により決定された額の支払いを日本円で行う。
- (c) 前記の支払い（合意による解決に従ってされたものであると日本国の権限のある裁判所による裁判に従ってされたものであるとを問わない。）又は支払いを認めない旨の日本国の権限のある裁判所による確定した裁判は、両当事国に対し拘束力を有する最終的のものとする。
- (d) 日本国が支払いをした各請求は、その明細並びに(e)(i)及び(ii)の規定による分担案とともに、合衆国の当局に通知しなければならない。2箇月以内に回答がなかったときは、その分担案は、受諾されたものとみなす。
- (e) (a)から(b)まで及び2の規定に従い請求を満たすために要した費用は、両当事国が次のとおり分担する。
 - (i) 合衆国のみが責任を有する場合には、裁定され、合意され、又は裁判により決定された額は、その25パーセントを日本国が、その75パーセントを合衆国が分担する。
 - (ii) 日本国及び合衆国が損害について責任を有する場合には、裁定され、合意され、又は裁判により決定された額は、両当事国が均等に分担する。損害が日本国又は合衆国の防衛隊によって生じ、かつ、その損害をこれらの防衛隊のいずれか一方又は双方の責任として特定することができない場合には、裁定され、合意され、又は裁判により決定された額は、日本国及び合衆国が均等に分担する。
 - (iii) 比率に基づく分担案が受託された各事件について日本国が6箇月の期間内に支払った額の明細書は、支払い要請書とともに、6箇月ごとに合衆国の当局に送付する。その支払いは、できる限りすみやかに日本円で行わなければならない。
- (f) 合衆国軍隊の構成員又は被用者（日本の国籍のみを有する被用者を除く。）は、その公務の執行から生ずる事項については、日本国においてその者に対して与えられた裁判の執行手続きを服さない。
- (g) この項の規定は、(e)の規定が2に定める請求権に適用される範囲を除くほか、船舶の航行若しくは運用又は貨物の船積み、運送若しくは陸揚げから生じ、又はそれらに関連して生ずる請求権には適用しない。ただし、4の規定の適用を受けない死亡又は負傷に対する請求権については、この限りでない。

6. 日本国内における不法の作為又は不作為で公務執行中に行われたものでないものから生ずる合衆国軍隊の構成員又は被用者（日本国民である被用者又は通常日本国に居住する被用者を除く。）に対する請求権は、次の方法で処理する。

- (a) 日本国の当局は、当該事件に関するすべての事情（損害を受けた者の行動を含む。）を考慮し

て、公平かつ公正に請求を審査し、及び請求人に対する補償金を査定し、並びにその事件に関する報告書を作成する。

(b) その報告書は、合衆国の当局に交付するものとし、合衆国の当局は、遅滞なく、慰謝料の支払いを申し出るかどうかを決定し、かつ、申し出る場合には、その額を決定する。

(c) 慰謝料の支払いの申し出があった場合において、請求人がその請求を完全に満たすものとしてこれを受諾したときは、合衆国の当局は、みずから支払いをしなければならない、かつ、その決定及び支払った額を日本国の当局に通知する。

(d) この項の規定は、支払いが請求を完全に満たすものとして行われたものでない限り、合衆国軍隊の構成員又は被用者に対する訴えを受理する日本国の裁判所の裁判権に影響を及ぼすものではない。

7. 合衆国軍隊の車両の許容されていない使用から生ずる請求権は、合衆国軍隊が法律上責任を有する場合を除くほか、6の規定に従って処理する。

8. 合衆国軍隊の構成員又は被用者の不法の作為又は不作為が公務執行中にされたものであるかどうか、また、合衆国軍隊の車両の使用が許容されていたものであるかどうかについて紛争が生じたときは、その問題は、2(b)の規定に従って選任された仲裁人に付託するものとし、この点に関する仲裁人の裁定は、最終的のものとする。

9. (a) 合衆国は、日本国の裁判所の民事裁判権に関しては、5(f)に定める範囲を除くほか、合衆国軍隊の構成員又は被用者に対する日本国の裁判所の裁判権からの免除を請求してはならない。

(b) 合衆国軍隊が使用している施設及び区域内に日本国の法律に基づき強制執行を行うべき私有の動産（合衆国軍隊が使用している動産を除く。）があるときは、合衆国の当局は、日本国の裁判所の要請に基づき、その財産を差し押さえて日本国の当局に引き渡さなければならない。

(c) 日本国及び合衆国の当局は、この条の規定に基づく請求の公平な審理及び処理のための証拠の入手について協力するものとする。

10. 合衆国軍隊による又は合衆国軍隊のための資材、需品、備品、役務及び労務の調達に関する契約から生ずる紛争でその契約の当事者によって解決されないものは、調停のため合同委員会に付託することができる。ただし、この項の規定は、契約の当事者が有することのある民事の訴えを提起する権利を害するものではない。

11. この条にいう「防衛隊」とは、日本国についてはその自衛隊をいい、合衆国についてはその軍隊をいうものと了解される。

12. 2及び5の規定は、非戦闘行為に伴って生じた請求権についてのみ適用する。

13. この条の規定は、この協定の効力発生前に生じた請求権には適用しない。それらの請求権は、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第3条に基づく行政協定第18条の規定によって処理する。

第19条

1. 合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族は、日本国政府の外国為替管理に服さなければならない。
2. 1の規定は、合衆国ドル若しくはドル証券で、合衆国の公金であるもの、合衆国軍隊の構成員及び軍属がこの協定に関連して勤務し、若しくは雇用された結果取得したもの又はこれらの者及びそれらの家族が日本国外の源泉から取得したものの日本国内又は日本国外への移転を妨げるものと解してはならない。
3. 合衆国の当局は、2に定める特権の濫用又は日本国の外国為替管理の回避を防止するため適当な措置を執らなければならない。

第20条

1. (a) ドルをもって表示される合衆国軍票は、合衆国によって認可された者が、合衆国軍隊の使用している施設及び区域内における相互間の取引のため使用することができる。合衆国政府は、合衆国の規則が許す場合を除くほか、認可された者が軍票を用いて取引に従事することを禁止するよう適当な措置を執るものとする。日本国政府は、認可されない者が軍票を用いる取引に従事することを禁止するため必要な措置を執るものとし、また、合衆国の当局の援助を得て、軍票の偽造又は偽造軍票の使用に関与する者で日本国の当局の裁判権に服すべきものを逮捕し、及び処罰するものとする。
(b) 合衆国の当局が、認可されない者に対し軍票を行使する合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族を逮捕し、及び処罰すること並びに、日本国における軍票の許されない使用の結果として、合衆国又はその機関が、その認可されない者又は日本国政府若しくはその機関に対していかなる義務をも負うことはないことが合意される。
2. 軍票の管理を行うため、合衆国は、その監督の下に、合衆国が軍票の使用を認可した者の用に供する施設を維持し、及び運営する一定のアメリカの金融機関を指定することができる。軍用銀行施設を維持することを認められた金融機関は、その施設を当該機関の日本国における商業金融業務から場所的に分離して設置し、及び維持するものとし、これに、この施設を維持し、かつ、運営することを唯一の任務とする職員を置く。この施設は、合衆国通貨による銀行勘定を維持し、かつ、この勘定に関するすべての金融取引（第19条に定める範囲内における資金の受領及び送付を含む。）を行うことを許される。

第21条

合衆国は、合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族が利用する合衆国軍事郵便局を、日本国にある合衆国軍事郵便局間及びこれらの軍事郵便局と他の合衆国郵便局との間における郵便物の送達のため、合衆国軍隊が使用している施設及び区域内に設置し、及び運営することができる。

第22条

合衆国は、日本国に在留する適格な合衆国市民で合衆国軍隊の予備役団体への編入の申請を行うものを同団体に編入し、及び訓練することができる。

第23条

日本国及び合衆国は、合衆国軍隊、合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族並びにこれらのものの財産の安全を確保するため随時に必要となるべき措置を執ることについて協力するものとする。日本国政府は、その領域において合衆国の設備、備品、財産、記録及び公務上の情報の十分な安全及び保護を確保するため、並びに適用されるべき日本国の法令に基づいて犯人を罰するため、必要な立法を求め、及び必要なその措置を執ることに同意する。

第24条

1. 日本国に合衆国軍隊を維持することに伴うすべての経費は、2に規定するところにより日本国が負担すべきものを除くほか、この協定の存続期間中日本国に負担をかけないで合衆国が負担することが合意される。
2. 日本国は、第2条及び第3条に定めるすべての施設及び区域並びに路線権（飛行場及び港における施設及び区域のように共同に使用される施設及び区域を含む。）をこの協定の存続期間中合衆国に負担をかけないで提供し、かつ、相当の場合には、施設及び区域並びに路線権の所有者及び提供者に補償を行うことが合意される。
3. この協定に基づいて生ずる資金上の取引に適用すべき経理のため、日本国政府と合衆国政府との間に取り極めを行うことが合意される。

第25条

1. この協定の実施に関して相互間の協議を必要とするすべての事項に関する日本国政府と合衆国政府との間の協議機関として、合同委員会を設置する。合同委員会は、特に、合衆国が相互協力及び安全保障条約の目的の遂行にあたって使用するため必要とされる日本国内の施設及び区域を決定する協議機関として、任務を行う。
2. 合同委員会は、日本国政府の代表者一人及び合衆国政府の代表者一人で組織し、各代表者は、一人又は二人以上の代理及び職員団を有するものとする。合同委員会は、その手続き規則を定め、並びに必要な補助機関及び事務機関を設ける。合同委員会は、日本国政府又は合衆国政府のいずれか一方の代表者の要請があるときはいつでも直ちに会合することができるように組織する。
3. 合同委員会は、問題を解決することができないときは、適当な経路を通じて、その問題をそれぞれの政府にさらに考慮されるように移すものとする。

第26条

1. この協定は、日本国及び合衆国によりそれぞれの国内法上の手続きに従って承認されなければなら

ず、その承認を通知する公文が交換されるものとする。

2. この協定は、1に定める手続きが完了した後、相互協力及び安全保障条約の効力発生の日（昭和35年6月23日）に効力を生じ、1952年2月28日に東京で署名された日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第3条に基づく行政協定（改正を含む。）は、その時に終了する。
3. この協定の各当事国の政府は、この協定の規定中その実施のため予算上及び立法上の措置を必要とするものについて、必要なその措置を立法機関に求めることを約束する。

第27条

いずれの政府も、この協定のいずれの条についてもその改正をいつでも要請することができる。その場合には、両政府は、適当な経路を通じて交渉するものとする。

第28条

この協定及びその合意された改正は、相互協力及び安全保障条約が有効である間、有効とする。ただし、それ以前に両政府間の合意によって終了させたいときは、この限りでない。

以上の証拠として、下名の全権委員は、この協定に署名した。

1960年1月19日にワシントンで、ひとしく正文である日本語及び英語により本書2通を作成した。

日本国のために

岸 信 介

藤 山 愛一郎

石 井 光次郎

足 立 正

朝 海 浩一郎

アメリカ合衆国のために

クリスチャン・A・ハーター

ダグラス・マックアーサー二世

J・グレイアム・パースンズ

(3) 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第 6 条
に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関
する協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律

(昭和 2 7 年 4 月 2 8 日法律第 1 1 9 号)

(この法律の目的)

第 1 条 この法律は、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第 6 条に基づく施設
及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定（以下「協定」という。）を実施する
ため、地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）の特例を設けることを目的とする。

(定 義)

第 2 条 この法律において「合衆国」とは、アメリカ合衆国をいう。

2. この法律において「合衆国軍隊」とは、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条
約に基づき日本国にある合衆国の陸軍、空軍及び海軍をいう。

3. この法律において「合衆国軍隊の構成員」、「軍属」又は「家族」とは、協定第 1 条に規定する合
衆国軍隊の構成員、軍属又は家族をいう。

4. この法律において「合衆国軍隊の構成員等」とは、合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにその家族を
いう。

5. この法律において「契約者」とは、協定第 1 4 条第 1 項に規定する人及び被用者をいう。

6. この法律において「軍人用販売機関等」とは、協定第 1 5 条第 1 項(a)に規定する諸機関をいう。

(地方税法の特例)

第 3 条 地方団体は、地方税法の規定にかかわらず、左の表の上欄に掲げる土地、家屋、物件、所得、
行為及び事業等については、同表の中欄に掲げる者に対し、同表の下欄に掲げる地方税を課してはな
らない。

契約者が合衆国において合衆国軍隊のために合衆国政府と結んだ契 約に基いて行う事業	契約者	事 業 税
軍人用販売機関等が合衆国軍隊の構成員等及び契約者の利用に供す るためにのみ行う事業	軍人用販売機関等	

合衆国軍隊が日本国においてする不動産の取得	合衆国軍隊	不 動 産 取 得 税
軍人用販売機関等が合衆国軍隊の使用する施設及び区域内においてする不動産の取得	軍人用販売機関等	
軍人用販売機関等で地方税法第 7 5 条のゴルフ場のうち合衆国軍隊の直接管理に係るものの利用	利用者	ゴルフ場 利用税
軍人用販売機関等で地方税法第 1 1 3 条第 1 項に規定する場所のうち合衆国軍隊の直接管理に係るものにおける遊興、飲食及び宿泊並びにその他の利用行為（地方税法第 1 1 3 条第 1 項に規定するその他の利用行為をいう。以下同じ。）	遊興し、飲食し、 宿泊し、又はその 他の利用行為をする者	特別地方 消費税
合衆国軍隊の所有する自動車税の課税客体である自動車（以下「自動車」という。）並びに軽自動車税の課税客体である原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車（以下「軽自動車等」という。）	合衆国軍隊	自動車税 及び軽自 動車税
合衆国軍隊の構成員等で左に掲げる所得以外の所得を有しないもの 1. 合衆国軍隊における勤務又は合衆国軍隊若しくは軍人用販売機関等による雇用により受ける所得 2. 合衆国軍隊の構成員等として一時的に日本国に滞在するためのみ日本国において有する資産（不動産及び不動産の上に存する権利並びに投資又は事業を行うために有する資産を含まない。）を他のこれらの者に譲渡し、贈与し、又は遺贈した場合におい	合衆国軍隊の構成 員等	道府県民 税及び市 町村民税

て、当該譲渡、贈与又は遺贈に因り生ずる所得		
契約者で合衆国において合衆国軍隊のために合衆国政府と結んだ契約に基いて受ける所得以外の所得を有しないもの	契約者	
合衆国軍隊が日本国において所有する固定資産	合衆国軍隊	固定資産 税及び都 市計画税
契約者が合衆国において合衆国軍隊のために合衆国政府と結んだ契約の履行のためにのみ所有する償却資産で、合衆国軍隊の権限のある機関の証明があるもの	契約者	
軍人用販売機関等が所有する固定資産で合衆国軍隊の使用する施設及び区域内に所在するもの	軍人用販売機関等	
合衆国軍隊が日本国において所有する土地又はその所得	合衆国軍隊	特別土地 保有税
軍人用販売機関等が合衆国軍隊の使用する施設及び区域内において所有する土地又はその取得	軍人用販売機関等	
合衆国軍隊が日本国において所有し、若しくは使用する財産又はその移転	合衆国軍隊	法定外普 通税
合衆国軍隊の構成員等が合衆国軍隊における勤務又は合衆国軍隊若しくは軍人用販売機関等による雇用により受ける所得		

合衆国軍隊の構成員等が当該構成員等として一時的に日本国に居住するためにのみ日本国において所有し、若しくは使用する動産（投資若しくは事業を行うために所有する財産又は日本国において登録された無体財産権を除く。）又はこれらの者相互の間における当該動産の移転		法定外普通税
契約者が契約者として一時的に日本国に居住するためにのみ日本国において所有し、若しくは使用する動産（投資若しくは事業を行うために所有する財産又は日本国において登録された無体財産権を除く。）又は当該動産の契約者、合衆国軍隊、合衆国軍隊の構成員等若しくは軍人用販売機関等への移転で、合衆国軍隊の権限のある機関の証明があるもの	契約者、合衆国軍隊、合衆国軍隊の構成員等又は軍人用販売機関等	
軍人用販売機関等が合衆国軍隊の構成員等及び契約者の利用に供するために行う商品の販売及び役務の提供	軍人用販売機関等	
合衆国軍隊が日本国においてする自動車の取得	合衆国軍隊	自動車取得税
合衆国軍隊又は合衆国軍隊の公認調達機関が合衆国軍隊の用に供する軽油の引取（地方税法第700条の3第5項に規定する炭化水素油の消費を含む。）	合衆国軍隊及び合衆国軍隊の公認調達機関	
契約者が合衆国において合衆国軍隊のために合衆国政府と結んだ契約に基づいて行う合衆国軍隊の使用する施設及び区域の建設、維持又は運営（軍人用販売機関等の建設、維持又は運営を除く。）のみ	契約者	軽油引取税

の事業をするために消費する軽油の引取（地方税法第 7 0 0 条の 3 第 5 項に規定する炭化水素油の消費を含む。）		
合衆国軍隊が建築主として日本国においてする事業所用家屋（地方税法第 7 0 1 条の 3 1 第 1 項第 7 号に規定する事業所用家屋をいう。以下同じ。）の新築又は増築	合衆国軍隊	事業所税
軍人用販売機関等が合衆国軍隊の構成員及び契約者の利用に供するためにのみ事務所若しくは事業所において行う事業又は合衆国軍隊の使用する施設及び区域において建築主としてする事業所用家屋の新築若しくは増築	軍人用販売機関等	

（自動車税及び軽自動車税の徴収の方法等）

第 4 条 合衆国軍隊の構成員等、契約者又は軍人用販売機関等の所有に係る自動車に対する自動車税又はこれらのものの所有に係る軽自動車等に対する軽自動車税の徴収については、地方税法第 1 5 1 条又は第 4 4 6 条の規定にかかわらず、地方団体の条例で定めるところによって、証紙徴収の方法によらなければならない。

2. 合衆国軍隊の所有する自動車又は軽自動車等のうち、もっぱら合衆国軍隊以外のものが使用するものについては、前条の規定にかかわらず、その使用者に対して、自動車税又は軽自動車税を課する。但し、公用又は公共の用に供するものについては、この限りでない。

（証明の様式）

第 5 条 第 3 条の表に規定する合衆国軍隊、その権限のある機関又はその公認調達機関の証明の様式は、自治省令で定める。

（昭和 2 7 法 2 6 2 ・昭和 3 5 法 1 1 3 ・一部改正）

附 則

この法律は、安全保障条約の効力発生の日から施行する。

（効力発生の日 昭和 2 7 年 4 月 2 8 日）

以下附則 略

(4) 防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律

(昭和49年6月27日法律第101号)

改 正 昭和58年12月10日 法律第 83号

昭和60年12月27日 法律第109号

平成 4年 7月 1日 法律第 89号

目 次

第1章 総則 (第1条・第2条)

第2章 防衛施設周辺の生活環境等の整備 (第3条～第12条)

第3章 損失の補償 (第13条～第18条)

第4章 雑則 (第19条)

附 則

第 1 章 総 則

(目 的)

第1条 この法律は、自衛隊等の行為又は防衛施設の設置若しくは運用により生ずる障害の防止等のため防衛施設周辺地域の生活環境等の整備について必要な措置を講ずるとともに、自衛隊の特定の行為により生ずる損失を補償することにより、関係住民の生活の安定及び福祉の向上に寄与することを目的とする。

(定 義)

第2条 この法律において「自衛隊等」とは、自衛隊法(昭和29年法律第165号)第2条第1項に規定する自衛隊(以下「自衛隊」という。)又は日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約に基づき日本国にあるアメリカ合衆国の軍隊をいう。

2 この法律において、「防衛施設」とは、自衛隊の施設又は日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第2条第1項の施設及び区域をいう。

第 2 章 防衛施設周辺の生活環境等の整備

(障害防止工事の助成)

第3条 国は、地方公共団体その他の者が自衛隊等の機甲車両その他重車両のひん繁な使用、射撃、爆撃その他火薬類の使用のひん繁な実施その他政令で定める行為により生ずる障害を防止し、又は軽減

するため、次に掲げる施設について必要な工事を行うときは、その者に対し、政令で定めるところにより、予算の範囲内において、その費用の全部又は一部を補助するものとする。

- (1) 農業用施設、林業用施設又は漁業用施設
- (2) 道路、河川又は海岸
- (3) 防風施設、防砂施設その他の防災施設
- (4) 水道又は下水道
- (5) その他政令で定める施設

2 国は、地方公共団体その他の者が自衛隊等の航空機の離陸、着陸等のひん繁な実施その他政令で定める行為により生ずる音響で著しいものを防止し、又は軽減するため、次に掲げる施設について必要な工事を行うときは、その者に対し、政令で定めるところにより、予算の範囲内において、その費用の全部又は一部を補助するものとする。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校
- (2) 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院、同条第3項に規定する診療所又は同法第2条第1項に規定する助産所
- (3) 前2号の施設に類する施設で政令で定めるもの
(住宅の防音工事の助成)

第4条 国は、政令で定めるところにより自衛隊等の航空機の離陸、着陸等のひん繁な実施により生ずる音響に起因する障害が著しいと認めて防衛施設庁長官が指定する防衛施設の周辺の区域（以下「第1種区域」という。）に当該指定の際現に所在する住宅（人の居住の用に供する建物又は建物の部分をいう。以下同じ。）について、その所有者又は当該住宅に関する所有権以外の権利を有する者がその障害を防止し、又は軽減するため必要な工事を行うときは、その工事に関し助成の措置を採るものとする。

（移転の補償等）

第5条 国は、政令で定めるところにより第1種区域のうち航空機の離陸、着陸等のひん繁な実施により生ずる音響に起因する障害が特に著しいと認めて防衛施設庁長官が指定する区域（以下「第2種区域」という。）に当該指定の際現に所在する建物、立木竹その他土地に定着する物件（以下「建物等」という。）の所有者が当該建物等を第2種区域以外の区域に移転し、又は除却するときは、当該建物等の所有者及び当該建物等に関する所有権以外の権利を有する者に対し、政令で定めるところにより、予算の範囲内において、当該移転又は除却により通常生ずべき損失を補償することができる。

2 国は、政令で定めるところにより、第2種区域に所在する土地の所有者が当該土地の買い入れを申し出るときは、予算の範囲内において、当該土地を買い入れることができる。

3 国は、地方公共団体その他の者が第2種区域内から住居を移転する者の住宅等の用に供する土地に

係る道路、水道、排水施設その他の公共施設を整備するときは、予算の範囲内において、その整備に関し助成の措置を採ることができる。

(緑地帯の整備等)

第6条 国は、政令で定めるところにより第2種区域のうち航空機の離陸、着陸等のひん繁な実施により生ずる音響に起因する障害が新たに発生することを防止し、あわせてその周辺における生活環境の改善に資する必要があると認めて防衛施設庁長官が指定する区域（以下「第3種区域」という。）に所在する土地で前条第2項の規定により買入れたものが緑地帯その他の緩衝地帯として整備されるよう必要な措置を採るものとする。

2 国は、前項の土地以外の第3種区域に所在する土地についても、できる限り、緑地帯その他の緩衝地帯として整備されるよう適当な措置を採るものとする。

(買入れた土地の無償使用)

第7条 国は、第5条第2項の規定により買入れた土地を、地方公共団体が広場その他政令で定める施設の用に供するときは、当該地方公共団体に対し、当該土地を無償で使用させることができる。

2 国有財産法（昭和23年法律第73号）第22条第2項及び第3項の規定は、前項の規定により土地を使用させる場合について準用する。

(民生安定施設の助成)

第8条 国は、防衛施設の設置又は運用によりその周辺地域の住民の生活又は事業活動が阻害されると認められる場合において、地方公共団体が、その障害の緩和に資するため、生活環境施設又は事業経営の安定に寄与する施設の整備について必要な措置を採るときは、当該地方公共団体に対し、政令で定めるところにより、予算の範囲内において、その費用の一部を補助することができる。

(特定防衛施設周辺整備調整交付金)

第9条 内閣総理大臣は、次に掲げる防衛施設のうち、その設置又は運用がその周辺地域における生活環境又はその周辺地域の開発に及ぼす影響の程度及び範囲その他の事情を考慮し、当該周辺地域を管轄する市町村がその区域内において行う公共用の施設の整備について特に配慮する必要があると認められる防衛施設があるときは、当該防衛施設を特定防衛施設として、また当該市町村を特定防衛施設関連市町村として、それぞれ指定することができる。この場合には、内閣総理大臣は、あらかじめ、関係行政機関の長と協議するものとする。

- (1) ターボジェット発動機を有する航空機の離陸又は着陸が実施される飛行場
- (2) 砲撃又は航空機による射撃若しくは爆撃が実施される演習場
- (3) 港 湾
- (4) その他政令で定める施設

2 国は、特定防衛施設関連市町村に対し、政令で定める公共用の施設の整備を行うための費用に充て

させるため、特定防衛施設の面積、運用の態様等を考慮して政令で定めるところにより、予算の範囲内において、特定防衛施設周辺整備調整交付金を交付することができる。

(資金の融通等)

第10条 国は、第3条の工事を行う者又は第8条の措置を採る地方公共団体に対し、必要な資金の融通又はあっせんその他の援助に努めるものとする。

(国の普通財産の譲渡等)

第11条 国は、第3条の工事、第8条の措置又は第9条第2項の整備に係る事業の用に供するため必要があると認めるときは、地方公共団体その他の者に対し、普通財産を譲渡し、又は貸し付けることができる。

(関係行政機関の協力等)

第12条 関係行政機関の長は、その所掌事務の遂行に当たっては、防衛施設の周辺における生活環境及び産業基盤の整備について、計画的に推進するよう努めるものとする。

2 内閣総理大臣は、関係行政機関の長による前項の整備に係る事務の遂行について、当該関係行政機関の長に対し、意見を述べることができる。

第3章 損失の補償

(損失の補償)

第13条 自衛隊の次に掲げる行為により、従来適法に農業、林業、漁業その他政令で定める事業を営んでいた者がその事業の経営上損失を受けたときは、国がその損失を補償する。

- (1) 航空機の離陸、着陸等のひん繁な実施、機甲車両その他重車両のひん繁な使用又は艦船若しくは舟艇のひん繁な使用で政令で定めるもの
- (2) 射撃、爆撃その他火薬類の使用のひん繁な実施で政令で定めるもの
- (3) その他政令で定める行為

2 前項の規定は、他の法律により国が損害賠償又は損失補償の責めに任ずべき損失については、適用しない。

3 第1項の規定により補償する損失は、通常生ずべき損失とする。

(損失補償の申請)

第14条 前条の規定による損失の補償を受けようとする者は、総理府令で定めるところにより、その者の住所の所在地を管轄する市町村長（特別区の区長を含む。以下この条において同じ。）を経由して、損失補償申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

2 市町村長は、前項の申請書を受理したときは、その意見を記載した書面を当該申請書に添えて、これを内閣総理大臣に送付しなければならない。

- 3 内閣総理大臣は、前項の書類を受理したときは、補償すべき損失の有無及び損失を補償すべき場合には補償の額を決定し、遅滞なくこれを市町村長を経由して当該申請者に通知しなければならない。

(異議の申し出)

第15条 前条第3項の規定による決定に不服がある者は、同項の通知を受けた日の翌日から起算して30日以内に、総理府令で定める手続きに従い、内閣総理大臣に対して異議を申し出ることができる。

- 2 内閣総理大臣は、前項の規定による申し出があったときは、その申し出のあった日から30日以内に改めて補償すべき損失の有無及び損失を補償すべき場合には補償の額を決定し、これを申し出人に通知しなければならない。

(補償金の交付)

第16条 国は、前条第1項の規定による異議の申し出がないときは、同項の期間の満了の日から30日以内に、同項の規定による異議の申し出があった場合において同条第2項の規定による決定があったときは、同項の通知の日から30日以内に、補償を受けるべき者に対し、当該補償金を交付する。

(増額請求の訴え)

第17条 第15条第2項の規定による決定に不服がある者は、その決定の通知を受けた日から3月以内に、訴えをもってその増額を請求することができる。

- 2 前項の訴えにおいては、国を被告とする。

(争訟の方式)

第18条 第14条第3項の規定による決定に不服がある者は、第15条第1項及び前条第1項の規定によることによってのみ争うことができる。

第4章 雑 則

(自衛隊等の航空機以外の航空機の離着陸に対する適用)

第19条 第3条第2項及び第4条の規定の適用については、自衛隊等の航空機以外の航空機の離陸及び着陸で防衛施設たる飛行場を使用して行われるものは、自衛隊等の航空機の離陸及び着陸とみなし、第13条第1項の規定の適用については、自衛隊等の航空機以外の航空機の離陸及び着陸で自衛隊の設置する飛行場を使用して行われるものは、自衛隊の航空機の離陸及び着陸とみなす。

(5) 防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律施行令

(昭和49年6月27日 法律228号)

改正 昭和50年 6月10日 (政令第180号)
昭和61年 9月19日 (政令第299号)
昭和62年11月 4日 (政令第369号)
平成 2年12月 7日 (政令第347号)
平成 3年10月25日 (政令第331号)
平成 5年 3月24日 (政令第 54号)
平成 5年 4月 1日 (政令第118号)
平成 6年 7月 1日 (政令第223号)

(障害の原因となる自衛隊等の行為)

第1条 防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律(以下「法」という。)第3条第1項の政令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- (1) 航空機の離陸、着陸、急降下又は低空における飛行のひん繁な実施
- (2) 艦船又は舟艇のひん繁な使用
- (3) 法第2条第2項に規定する防衛施設の整備のための土地又は土地の定着物の形質の著しい変更
- (4) 電波のひん繁な発射

(障害防止工事の補助の割合)

第2条 法第3条第1項の規定による補助の割合は、10分の10とする。ただし、障害の発生が法第2条第1項に規定する自衛隊等(以下「自衛隊等」という。)以外の者の行為にも帰せられるとき、又は補助に係る工事が補助を受ける者を利することとなるときは、それぞれその帰せられ、又は利する限度において、防衛施設庁長官の定めるところにより、補助の割合を減ずるものとする。

2 前項ただし書きの規定により補助の割合を減ずるに当たっては、当該工事につき法第3条第1項の規定の適用がないものとした場合の国の負担又は補助に係る割合を下らないものとする。

(障害防止工事の対象となる施設)

第3条 法第3条第1項第5号の政令で定める施設は、次に掲げる施設とする。

- (1) 鉄道
- (2) テレビジョン放送の受信に係る有線電気通信を行うための共用の施設

(著しい音響の原因となる自衛隊等の行為)

第4条 法第3条第2項の政令で定める行為は、機甲車両その他重車両のひん繁な使用又は射撃、爆撃その他火薬類の使用のひん繁な実施とする。

(著しい音響の基準)

第5条 法第3条第2項の規定による補助は、音響の強度及びひん度が同項各号に掲げる施設についてそれぞれ防衛施設庁長官が定める限度を超える場合に行うものとする。

(防音工事の補助の割合)

第6条 第2条の規定は、法第3条第2項の規定による補助の割合について準用する。この場合において、第2条第1項ただし書き中「行為」とあるのは、「行為(法第19条の規定により自衛隊等の航空機の離陸及び着陸とみなされるものを除く。)」と読み替えるものとする。

(防音工事の対象となる施設)

第7条 法第3条第2項第3号の政令で定める施設は、次に掲げる施設とする。

- (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第82条の2に規定する専修学校
- (2) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第39条第1項に規定する保育所、同法第42条に規定する精神薄弱児施設、同法第42条の2に規定する精神薄弱児通園施設又は同法第44条に規定する教護院
- (3) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第31条に規定する身体障害者授産施設
- (4) 精神薄弱者福祉法(昭和35年法律第37号)第21条の5に規定する精神薄弱者更正施設又は同法第21条の6に規定する精神薄弱者授産施設
- (5) 職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第15条の6第1項第1号に規定する職業能力開発校
- (6) 地域保健法(昭和22年法律第101号)第5条に規定する保健所
- (7) 児童福祉法第43条の4に規定する重症心身障害児施設
- (8) 生活保護法(昭和25年法律第144号)第38条第2項に規定する救護施設
- (9) 老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の2に規定する老人デイサービスセンター又は同法第20条の5に規定する特別養護老人ホーム
- (10) 母子保健法(昭和40年法律第141号)第22条第2項に規定する母子健康センター

(第1種区域、第2種区域及び第3種区域の指定)

第8条 法第4条の規定による第1種区域の指定、法第5条第1項の規定による第2種区域の指定及び法第6条第1項の規定による第3種区域の指定は、自衛隊等の航空機の離陸、着陸等のひん繁な実施により生ずる音響の影響度をその音響の強度、その音響の発生の回数及び時刻等を考慮して総理府令で定める算定方法で算定した値が、その区域の種類ごとに総理府令で定める値以上である区域を基準として行うものとする。

(移転等の補償の対象とする物件)

第9条 法第5条第1項の規定による補償は、同項に規定する第2種区域のうち法第6条第1項に規定

する第3種区域以外の区域に所在する立木竹その他土地に定着する物件（建物を除く。）にあっては、建物と一体として利用されているものに限る、行うことができる。

（買い入れの対象とする土地）

第10条 法第5条第2項の規定による買い入れは、同条第1項に規定する第2種区域のうち法第6条第1項に規定する第3種区域以外の区域に所在する土地にあっては、次のいずれかに該当するもの限り、行うことができる。

（1）宅地〔法第5条第1項の規定による指定の際（法附則第4項の規定により第2種区域とみなされた区域に所在する土地にあっては、旧防衛施設周辺の整備等に関する法律（昭和41年法律第135号。以下「旧法」という。）第5条第1項の規定により当該区域が指定された際）宅地であるものに限る。〕

（2）法第5条第1項の規定による補償を受けることとなる者が、当該補償に係る物件の移転又は除却により、その物件の所在する土地以外の土地（前号に掲げる宅地を除く。）でその者の所有に属するものを従来利用していた目的に供することが著しく困難となる場合におけるその土地

（土地の無償使用に係る施設）

第11条 法第7条第1項の政令で定める施設は、次に掲げる施設とする。

- （1）花壇
- （2）種苗を育成するための施設
- （3）駐車場
- （4）消防に関する施設
- （5）公共用施設の建設に必要な資材又は機械器具を保管するための施設

（民生安定施設の範囲及び補助の割合等）

第12条 法第8条の規定による補助に係る施設は、次の表の第2欄に掲げる施設とし、これらの施設に係る補助の割合又は額は、それぞれ同表の第3欄に掲げる割合の範囲内で防衛施設庁長官が定める割合又は同表の第3欄に掲げる額とする。

項	補助に係る施設	補助の割合又は額
1	有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する法律（昭和26年法律第135号）第2条に規定する有線ラジオ放送の業務を行うための施設	10分の8
2	道路（農業用施設及び林業用施設であるものを除く。）	10分の8
3	児童福祉法第41条に規定する養護施設	10分の7.5
4	保健婦助産婦看護婦法（昭和23年法律第203号）第21条第2号に規定する看護婦養成所又は同法第22条第2号に規定する准看護婦養成所	10分の7.5
5	電波法（昭和25年法律第131号）第2条第4号に規定する無線設備及びこれを設置するために必要な施設	10分の7.5
6	老人福祉法第20条の4に規定する養護老人ホーム	10分の7.5
7	消防施設強化促進法（昭和28年法律第87号）第3条に規定する消防施設	3分の2
8	公園、緑地その他の公共空地	3分の2
9	水道法（昭和32年法律第177号）第3条第1項に規定する水道	10分の6
10	有線放送電話に関する法律（昭和32年法律第152号）第2条第2項に規定する有線放送電話業務を行うための施設	10分の5.5
11	し尿処理施設又はごみ処理施設	10分の5
12	老人福祉法第20条の7に規定する老人福祉センター	防衛施設庁長官が定める額
13	一般住民の学習、保育、休養又は集会の用に供するための施設（学校の施設を除く。）	防衛施設庁長官が定める額
14	港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5項第11号に規定する港湾施設用地	10分の7.5
15	農業用施設、林業用施設又は漁業用施設	3分の2
16	その他防衛施設庁長官が指定する施設	10分の7.5

（特定防衛施設として指定することができる防衛施設）

第13条 法第9条第1項第4号の政令で定める防衛施設は、次に掲げる防衛施設とする。

(1) 大規模な弾薬庫

(2) 市街地又は市街化しつつある地域に所在する防衛施設（法第9条第1項第1号から第3号までに掲げるもの及び前号に掲げるものを除く。）で、その面積がその所在する市町村の面積に占める割合（当該防衛施設が2以上の市町村にわたって所在している場合には、当該市町村ごとの割合のうち、最も高い割合）が著しく高いもの

（特定防衛施設周辺整備調整交付金による整備の対象となる公共用の施設）

第14条 法第9条第2項の政令で定める公共用の施設は、次に掲げる公共用の施設（国が設置するもの及び国の補助を受けて設置するものを除く。）とする。

- (1) 交通施設及び通信施設
- (2) スポーツ又はレクリエーションに関する施設
- (3) 環境衛生施設
- (4) 教育文化施設
- (5) 医療施設
- (6) 社会福祉施設
- (7) 消防に関する施設
- (8) 産業の振興に寄与する施設

（特定防衛施設周辺整備調整交付金の額）

第15条 法第9条第2項の規定により特定防衛施設関連市町村（以下「関連市町村」という。）に対し交付すべき特定防衛施設周辺整備調整交付金（以下「交付金」という。）の額は、次に掲げる事項を基礎として、総理府令で定めるところにより、算定した額とする。

- 1 法第9条第1項の規定により指定された特定防衛施設（以下「特定防衛施設」という。）の交付金を交付する年度（以下「交付年度」という。）の4月1日現在における面積
- 2 当該関連市町村に係る特定防衛施設の交付年度の4月1日現在における面積（当該特定防衛施設の周辺の区域に法第5条第1項に規定する第2種区域があるときは、当該区域の同日現在における面積を当該特定防衛施設の同日現在における面積に加えた面積）が、当該関連市町村の同日現在における面積に占める割合
- 3 関連市町村の交付年度の4月1日現在における人口及び当該人口と当該関連市町村の同日の5年前の日における人口との比率
- 4 関連市町村の交付年度の4月1日現在における人口の当該関連市町村の同日現在における面積（防衛施設庁長官が定める防衛施設の面積を除く。）に対する割合
- 5 次に掲げる特定防衛施設別の運用の態様

（ア）飛行場又は航空機による射撃若しくは爆撃が実施される演習場

航空機の種類及び交付年度の前年度の末日から起算して過去3年間の航空機の離陸、着陸、急

降下又は低空における飛行の総回数を3で除して得た回数

(イ) 砲撃が実施される演習場

交付年度の前年度の末日から起算して過去3年間の砲撃の総日数を3で除して得た日数並びに
交付年度の前年度の末日から起算して過去3年間に当該演習場を使用した自衛隊法（昭和29年
法律第165号）第2条第5項に規定する隊員及び日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及
び安全保障条約に基づき日本国にあるアメリカ合衆国の軍隊の構成員の総人数を3で除して得た
人数

(ウ) 港湾

自衛隊等が使用するけい留施設が港湾法第2条第5項第3号に掲げるけい留施設に占める割合
並びに交付年度の前年度の末日から起算して過去3年間にけい留施設を使用した自衛隊等の艦船
及び舟艇の総数を3で除して得た数

- 6 特定防衛施設に配備される艦船、航空機等の著しい変更、特定防衛施設に設置される建物その他
の工作物及び特定防衛施設を使用する人員の著しい増加その他特定防衛施設の周辺の地域における
生活環境又は開発に影響を及ぼすと認められる特定防衛施設の運用の態様の変更

(損失補償の対象となる事業)

- 第16条 法第13条第1項の政令で定める事業は、海上運送法（昭和24年法律第187号）第2
条第2項に規定する船舶運航事業又は内航海運業法（昭和27年法律第151号）第2条第3項に
規定する内航運送業で、総トン数40トン未満の船舶により行うものとする。

(損失の原因となる自衛隊の行為)

- 第17条 法第13条第1項第1号及び第2号の政令で定める行為は、農業、林業又は漁業の実施を
著しく困難にする行為とする。ただし、航空機の離陸、着陸等のひん繁な実施に係る行為にあって
は、農業又は漁業が、飛行場の進入表面若しくは転移表面の投影面と一致する区域内又は航空機に
よる射撃若しくは爆撃の用に供する演習場の周辺で防衛施設庁長官が定める区域内において行われ
る場合に限る。

- 第18条 法第13条第1項第3号の政令で定める行為は、防潜網その他の水中工作物の設置若しく
は維持又は砲弾の破片その他の有体物の放置若しくは遺棄で、同項に規定する事業の実施を著しく
困難にする行為とする。

(告示の方式)

- 第19条 第5条及び第17条ただし書きの規定による防衛施設庁長官の定め、法第4条、法第5条
第1項、法第6条第1項及び第12条の規定による防衛施設庁長官の指定並びに法第9条第1項の
規定による内閣総理大臣の指定は、官報で告示する。

附 則

(施行期日)

1 この政令は、公布の日から施行する。

(防衛施設周辺の整備等に関する法律施行令の廃止)

2 防衛施設周辺の整備等に関する法律施行令（昭和41年政令第343号。以下「旧令」という。）は、廃止する。

(旧令の廃止に伴う経過措置)

3 旧法第5条第1項の規定により指定されている区域のうち、旧令第11条の規定により定められている区域以外の区域は、第9条及び第10条の規定の適用については、法第6条第1項に規定する第3種区域とみなす。

(沖縄県の区域における民生安定施設の補助の割合の特例)

4 第12条の表の第2欄に掲げる施設のうち、次の表の上欄に掲げる施設に係る沖縄県又はその区域内に存する地方公共団体に対する補助の割合については、防衛施設庁長官は、同条の規定にかかわらず、それぞれ同表の下欄に掲げる割合の範囲内でこれを定めることができる。

道路（農業用施設及び林業用施設であるものを除く。）のうち、沖縄県が行う事業に係る道路	10分の10
有線放送電話に関する法律第2条第2項に規定する有線放送電話業務を行うための施設	3分の2
水道法第3条第1項に規定する水道	3分の2
し尿処理施設又はごみ処理施設	3分の2
漁業用施設のうち、次に掲げるもの イ 漁港法（昭和25年法律第137号）第3条第1号に規定する基本施設又は同条第2号に規定する機能施設のうち輸送施設若しくは漁港施設用地（公共施設用地に限る。） ロ 港湾法第2条第5項に規定する港湾施設のうち水域施設、外かく施設、けい留施設又は臨港交通施設（建設され、又は改良されるものに限る。）	10分の10
港湾法第2条第5項第11号に規定する港湾施設用地	10分の10
農業用施設	10分の8
林業用施設のうち、林道（新設されるものに限る。）	10分の8

(6) 国有提供施設等所在市町村助成交付金に関する法律

(昭和32年5月16日法律第104号)

改正 昭和34年3月26日法律第41号

昭和35年6月23日法律第102号

昭和35年6月30日法律第113号

- 1 国は、その所有する固定資産のうち、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う国有の財産の管理に関する法律（昭和27年法律第110号）第2条の規定により使用させている固定資産並びに自衛隊が使用する飛行場及び演習場並びに政令で定める弾薬庫及び燃料庫の用に供する固定資産で政令で定めるものが所在する市町村（都の特別区の存する区域に所在するものについては、都。以下同じ。）に対し、毎年度、予算で定める金額の範囲内において、政令で定めるところにより、当該固定資産の価格、当該市町村の財政の状況等を考慮して、国有提供施設等所在市町村助成交付金（以下「市町村助成交付金」という。）を交付する。
- 2 前項の事務は、政令で定めるところにより、自治大臣が行う。
- 3 この法律に定めるもののほか、市町村助成交付金の交付に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則

- 1 この法律は、交付の日から施行し、昭和32年度分の市町村助成交付金から適用する。

附 則（昭和35年6月23日法律第102号）抄

（施行期日）

第1条 この法律は、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約の効力発生の日から施行する。

（第10条関係の経過規定）

第8条 この法律による改正後の国有提供施設等所在市町村助成交付金に関する法律本則第1項の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度分以後の国有提供施設等所在市町村助成交付金について適用し、この法律の施行の日の属する年度分以前の国有提供施設等所在市町村助成交付金については、なお従前の例による。

(7) 国有提供施設等所在市町村助成交付金に関する法律施行令

(昭和32年11月18日政令第321号)

改正 昭和33年12月8日政令第325号

⋮

平成4年7月15日政令第245号

(法第 1 項の固定資産)

第 1 条 国有提供施設等所在市町村助成交付金に関する法律第 1 項に規定する固定資産で政令で定めるものは、国有財産法（昭和 23 年法律第 73 号）第 2 条に規定する国有財産で次の各号に掲げるものに該当するものとする。

- (1) 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第 6 条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う国有の財産の管理に関する法律（昭和 27 年法律第 110 号）第 2 条の規定によってアメリカ合衆国に使用させている土地、建物及び工作物
- (2) 自衛隊が使用する飛行場（航空機の離着陸、整備及び格納のため直接必要な施設に限る。）及び演習場（しょう舎施設を除く。）の用に供する土地、建物及び工作物
- (3) 自衛隊が使用する弾薬庫及び燃料庫の用に供する土地、建物及び工作物

2 前項第 3 号に掲げる「弾薬庫」とは、自衛隊法施行令（昭和 29 年政令第 179 号）第 42 条に規定する補給処の支処及び出張所のうち弾薬支処及び弾薬出張所の弾薬の保管、補給及び整備を行うための施設並びにこれらの施設に類する海上自衛隊の地方総監部が管理する施設をいい、同号に掲げる「燃料庫」とは、同令同条に規定する補給処の支処及び出張所のうち燃料支処及び燃料出張所の液体燃料又は油脂類の保管、補給及び整備を行うための施設並びにこれらの施設に類する海上自衛隊の地方総監部が管理する施設をいう。

3 第 1 項各号に掲げる「土地」、「建物」又は「工作物」とは、それぞれ国有財産法施行令（昭和 23 年政令第 246 号）第 20 条の規定により、国有財産法第 32 条の台帳（以下「国有財産台帳」という。）に土地、建物又は工作物として登録されるべきものをいう。

(市町村助成交付金の交付)

第 2 条 国有提供施設等所在市町村助成交付金（以下「市町村助成交付金」という。）は、毎年度、当該年度の初日の属する年（以下「当該年」という。）の 3 月 31 日現在において前条第 1 項各号に掲げる土地、建物又は工作物が所在する市町村に対して交付する。

(市町村助成交付金の交付額の算定方法)

第 3 条 前条の市町村に対して交付すべき市町村助成交付金の額は、次に掲げる額の合算額とする。

- (1) 市町村助成交付金の総額の 10 分の 7 に相当する額を、前条の各市町村の区域内に当該年の 3 月 31 日現在において所在する第 1 条第 1 項各号に掲げる土地、建物及び工作物の価格の合算額（国有資産等所在市町村交付金法（昭和 31 年法律第 82 号）第 2 条第 1 項の国有資産等所在市町村交付金が交付される土地、建物又は工作物があるときは、当該土地、建物及び工作物の価格の合算額を控除した額）にあん分した額
- (2) 市町村助成交付金の総額の 10 分の 3 に相当する額（次項の規定によって控除した額があるとき

は、当該控除した額を当該10分の3に相当する額に加算した額)を、前条の市町村のうち当該市町村の区域内に当該年の3月31日現在において所在する第1条第1項各号に掲げる土地、建物又は工作物の種類及び用途、当該市町村の財政の状況等を考慮して特に必要があると認める市町村に対して自治大臣が配分した額

- 2 当該年度の地方交付税の算定の基礎となった地方交付税法(昭和25年法律第211号)第14条の規定によって算定した基準財政収入額が同法第11条の規定によって算定した基準財政需要額をこえる市町村でそのこえる額(以下「財源超過額」という。)が5億円をこえることとなるもの(以下「財源超過団体」という。)に対して交付すべき市町村助成交付金のうち前項第1号の額は、同項同号の規定にかかわらず、同項同号の額から当該財源超過額が5億円をこえる額に10分の1を乗じて得た額に相当する額(当該額が同項同号の額の10分の7に相当する額をこえる場合にあっては、当該10分の7に相当する額)を控除した額とする。

(廃置分合又は境界変更があった場合の措置)

第4条 当該年の3月31日後に市町村の廃置分合又は境界変更があった場合においては、第2条の規定にかかわらず、同条の市町村の地域のうち第1条第1項各号に掲げる土地、建物又は工作物が当該年の3月31日現在において所在した地域が当該配置分合又は境界変更後属することとなった市町村(以下「新市町村」という。)が同日現在において存在したものと、当該土地、建物又は工作物が同日現在において当該新市町村の区域内に所在したものとみなして、前条の規定によって算定した額を当該新市町村に対して交付する。

- 2 前項の場合において、当該年の4月1日後に市町村の廃置分合又は境界変更があったときにおける新市町村に係る前条第2項の基準財政収入額及び基準財政需要額の算定方法は、自治省令で定める。

(土地、建物又は工作物の価格)

第5条 第3条第1項の場合において、第1条第1項各号に掲げる土地、建物又は工作物の価格は、当該年の3月31日現在において国有財産台帳に登録された当該土地、建物又は工作物の価格(国有財産台帳に当該土地、建物若しくは工作物又はその価格が登録されていない場合にあっては、国有財産法施行令第21条の規定によって国有財産台帳に登録すべき価格)とする。

(土地、建物又は工作物の価格の報告等)

第6条 都道府県知事は、自治省令で定めるところにより、毎年度、当該年の8月31日までに、当該都道府県の区域内の市町村の区域内に当該年の3月31日現在において所在する第1条第1項各号に掲げる土地、建物又は工作物に係る前条の価格の合算額を自治大臣に報告しなければならない。

- 2 都道府県知事が前項の規定による報告のため、国有財産法第5条から第6条まで及び第8条第2項の規定によって当該土地、建物又は工作物を管理する同法第4条第2項の各省各庁の長(同法第9条第1項の規定によって各省各庁の長がその所管に属する国有財産に関する事務を部局等の長に分掌さ

せている場合にあっては、当該部局等の長とする。以下「各省各庁の長等」という。) に対し、国有財産台帳を閲覧し、若しくは記録することを請求し、又は前条の規定による国有財産台帳に登録すべき価格の通報を求めた場合においては、各省各庁の長等は、国有財産台帳を都道府県知事若しくはその指定する吏員に閲覧させ、若しくは記録させ、又は当該登録すべき価格の通報をするものとする。

(市町村助成交付金の額等の通知)

第7条 自治大臣は、自治省令で定めるところにより、毎年度、当該年の10月31日までに、当該年度分として交付すべき市町村助成交付金の額及びその算定の基礎となった第1条第1項各号に掲げる土地、建物及び工作物の価格の合算額その他必要な事項を都道府県知事を経由して市町村長に通知するものとする。

(市町村助成交付金の算定に違法又は錯誤があった場合の措置)

第8条 市町村長は、前条の通知を受けた場合において当該通知に係る市町村助成交付金の額の算定について違法又は錯誤があると認めるときは、当該通知を受けた日から起算して30日以内に、都道府県知事を経由して自治大臣に対し、文書で当該通知に係る市町村助成交付金の額の修正を求めることができる。

2 自治大臣は、前条の通知をした後に当該通知に係る市町村助成交付金の額の算定について錯誤があることを発見したとき、または前項の求めがあった場合においてすでに通知した市町村助成交付金の額を修正する必要があると認めるときは、自治省令で定めるところにより、当該通知に係る市町村助成交付金の額に増額し、又はこれから減額すべき額を、次条の規定によって市町村助成交付金を交付する時まで、都道府県知事を経由して関係市町村長に通知するものとする。

(市町村助成交付金の交付時期)

第9条 市町村助成交付金は、遅くとも、毎年度、当該年の12月31日までに交付する。

(市町村助成交付金の用途の制限等の禁止)

第10条 国は、市町村助成交付金の交付に当たっては、その用途について条件をつけ、又は制限してはならない。

(第11条～第12条 省 略)

附 則

1 この政令は、交付の日から施行し、昭和32年度分の市町村助成交付金から適用する。

(以下省略)

(8) 施設等所在市町村調整交付金交付要綱

(昭和45年11月6日自治省告示第224号)

(趣旨)

第1条 施設等所在市町村調整交付金（以下「調整交付金」という。）の交付については、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 施設等 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定（以下本条において「地位協定」という。）第2条第1項の施設及び区域をいう。
- (2) 米軍資産 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約に基づいて日本国にあるアメリカ合衆国軍隊が、地位協定第3条第1項の規定により建設し及び設置した建物及び工作物をいう。

(調整交付金の交付)

第3条 自治大臣は、施設等が所在する市町村（以下「施設等所在市町村」という。）に対し、米軍資産に係る税制上の特例措置等により施設等所在市町村が受ける税財政上の影響を考慮して、毎年度、予算で定める金額の範囲内において調整交付金を交付する。

(調整交付金の交付額の算定方法)

第4条 施設等所在市町村に交付すべき調整交付金の額は、次の各号の額の合算額とする。

- (1) 調整交付金の総額の3分の2に相当する額を、施設等所在市町村の区域内に当該年度の初日の属する年（以下「当該年」という。）の3月31日現在において所在する米軍資産の価格を基礎として自治大臣が配分した額
- (2) 調整交付金の総額の3分の1に相当する額を、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律（昭和27年法律第119号）により施設等所在市町村が受ける税財政上の影響その他施設等所在市町村の財政の状況等を考慮して自治大臣が配分した額

(調整交付金の額の通知)

第5条 自治大臣は、毎年度、当該年の10月31日までに、当該年度分として交付すべき調整交付金の額を都道府県知事を経由して施設等所在市町村の長に通知するものとする。

(調整交付金の交付時期)

第6条 調整交付金は、遅くとも、毎年度、当該年の12月31日までに交付するものとする。

(調整交付金の使途)

第7条 調整交付金の交付にあたっては、その使途について条件をつけ又は制限することはしないものとする。

(都の特例)

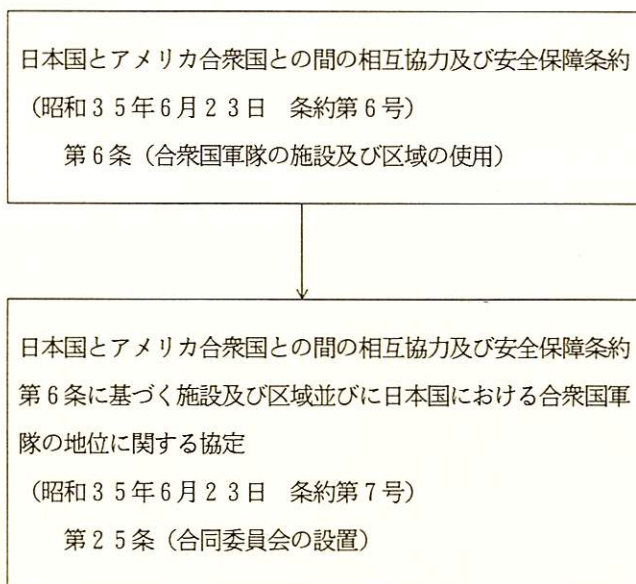
第8条 施設等が都の特別区の存する区域に所在する場合においては、この要綱中市町村に関する規定は都に関する規定とみなして都に適用する。

附 則

この要綱は、昭和45年10月31日から施行する。

(9) 日米合同委員会

1. 法的根拠



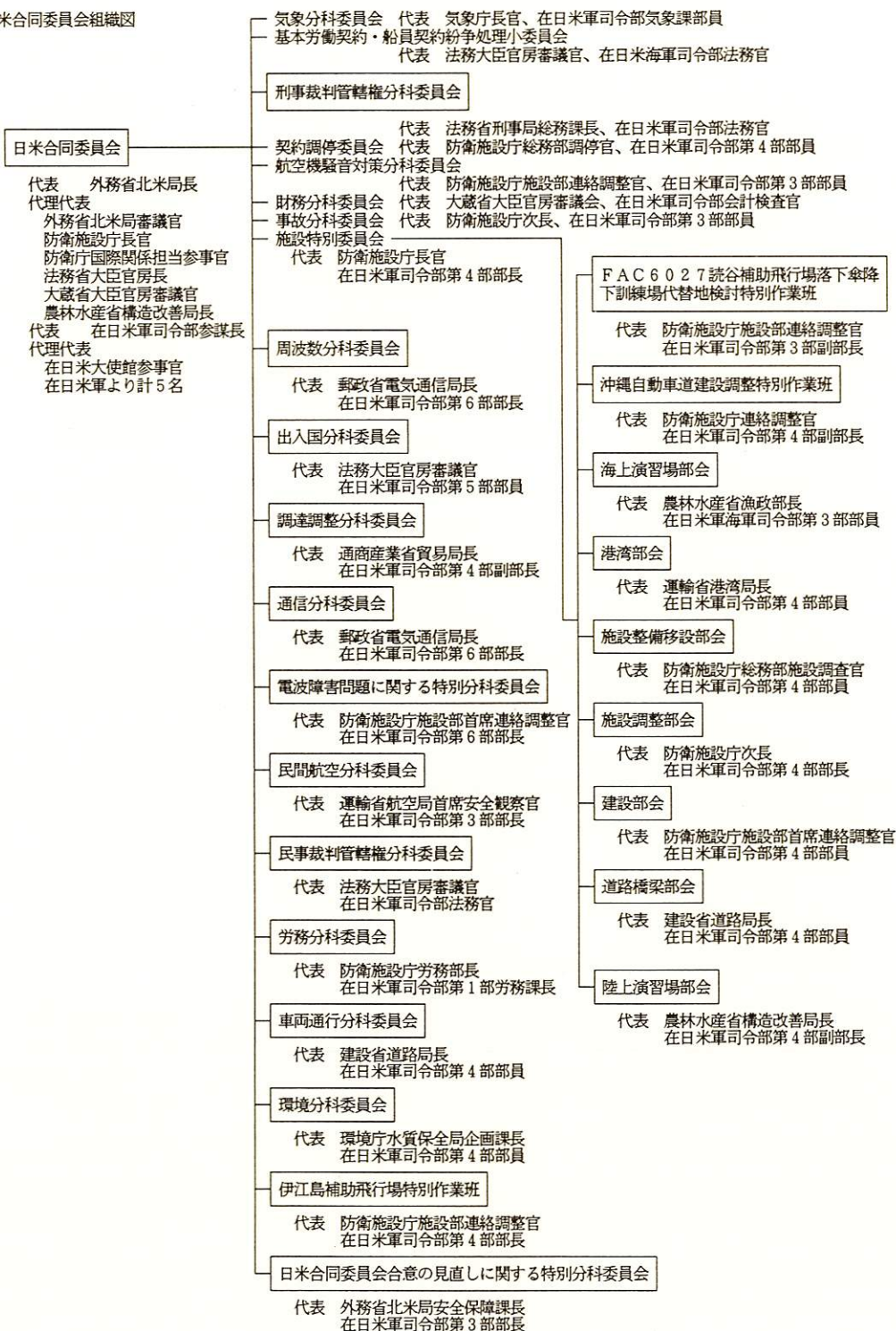
2. 組 織 図

図のとおり

3. そ の 他

- (1) 日米合同委員会は隔週毎に開かれている。
- (2) 航空機騒音対策分科委員会は必要に応じ開催される。

日米合同委員会組織図



(10) 横田飛行場における航空機騒音の軽減措置（抄）

2. 分科委員会は、横田飛行場における騒音問題について、長期にわたり慎重な検討を実施した。この検討に当って分科委員会は、ジェット航空機の騒音を次の二種類に分類して考察した。

(1) 地上におけるジェット・エンジンの試運転および調整作業に伴い発生する騒音。

(2) 飛行活動に伴い発生する騒音

最近のジェット航空機が飛行する場合は、必然的に相当の騒音を発生するが、この騒音は、通常は一時的な現象である。また、飛行活動に伴う騒音の量と強度は、その飛行方法および飛行速度により左右されるものである。

さらに飛行活動に伴う騒音による影響は、その飛行時刻にも関連がある。

即ち、昼間においては不快に感じられない程度の騒音であっても、夜間においては堪えられないような場合もありうる。この騒音は、飛行に伴い必然的に発生し、避けることのできないものであるが、騒音による不快感の程度については、飛行活動に或種の規制を加えることにより、これを軽減することができる。その方法としては、飛行時間の制限、飛行方法の規制および所定の飛行規則の遵守により規制することである。しかしながら、戦術的能力を麻痺させ、飛行の安全を脅やかすような一方的規制措置を行なわないよう留意する必要がある。

横田飛行場周辺地域の住民に苦痛を与えている騒音の最大の原因としては、地上におけるエンジンの試運転および調整作業であると判断された。

当該地域については、適切な地上騒音の規制措置を講ずることにより、最も効果的な成果が得られるものである。地上におけるエンジンの試運転および調整作業に伴い発生する騒音は、消音装置の設置および使用により、不快に感じられない程度にまで軽減されるものと思われる。

3. 分科委員会は、前記の事情を勘案して、横田飛行場における航空機騒音の軽減に関する左記の規制措置につき同意した。また分科委員会は、次に掲げる規制措置が実施されることにより、横田飛行場における航空機騒音についての正当な苦情は著しく減少し、または除去されるであろうことを全員で確認した。

(1) 消音装置の設置および使用

横田飛行場に、効果的消音装置をできるだけ速かに設置し、ジェット・エンジンの試運転場および調整場における作業に当り、これを使用すること。

(2) ジェット・エンジンの試運転場および調整場における作業時間の規制

ジェット・エンジンの試運転場および調整場におけるすべての作業は、効果的消音装置が使用されるまでの間は、緊急の場合または運用上やむを得ない場合を除き、左記の時間には実施しないこと。

ア ジェット・エンジン試運転場における作業の制限時間

(ア) J-57型エンジンおよびより高出力のエンジン…17:00～07:00

(イ) その他のエンジン…18:00～07:00

(ウ) 土曜日および日曜日には、ジェット・エンジン試運転場におけるすべての試運転作業は実施しない。

イ ジェット・エンジン調整場における作業の制限時間

すべてのエンジン…18:00～07:00

(3) 列線におけるジェット・エンジン整備出力の規制

列線におけるジェット機の整備出力は、日没後においては、エンジン出力の60パーセント以内で実施すること。

(4) 夜間飛行訓練の規制

夜間飛行訓練は、使命の達成および乗員の技能保持に必要とする最小限に制限し、かつ司令官は夜間飛行訓練をできるだけ早い時刻に終了するよう最善の努力を払うこと。

(5) アフター・バーナー使用の規制

アフター・バーナー装備のジェット機が、アフター・バーナーを使用して離陸する際は、できるだけ速かに急上昇を行ない、使命達成のため必要とする場合、または運用上やむを得ない場合を除き、安全高度と安全速度に達した後、速かにアフター・バーナーの使用を中止すること。

(6) 飛行方法の規制

ア 離着陸および計器進入の場合を除き、横田飛行場隣接地域の上空における最低飛行高度は、ジェット機については平均海面上2,000フィートとし、ターボ・プロップ機および在来機については平均海面上1,500フィートとすること。

イ 横田飛行場周辺地域の上空におけるすべてのジェット機の速力は、1マッハ未満に制限すること。

(7) 場周径路等の検討

ア 在日米空軍は、人口稠密地域の上空における飛行をできるだけ避けるため、ジェット機、ターボ・プロップ機および在来機のより適切な場周径路、発進径路および進入径路の設定について、引き続き検討を加えること

イ 在日米空軍は、人口稠密地域の上空における飛行をできるだけ避けるため、ヘリコプター機のより適切な発進径路および進入径路の設定について、引き続き検討をくわえること。

(8) 統計資料の提供

在日米軍は、日本政府（防衛施設庁）の要請に基づき、毎年、横田飛行場における航空機離着陸平均回数（四半期単位）を示す統計資料を提供すること。

4. 分科委員会は、横田飛行場において、飛行活動に対する騒音規制措置が、次の通り、すでに実施さ

れていることを確認した。

- (1) 人口ちゅう密地域の上空における飛行をできるだけ避けるため、ジェット機および在来機の場周径路、発進径路および進入径路を変更したこと。
 - (2) 人口ちゅう密地域の上空における飛行をできるだけ避けて、ヘリコプター機の発進径路及び進入径路を設定したこと。
 - (3) 管制塔員は、操縦士に所定の場周径路の飛行および騒音抑制処置を確実に遵守させるため、横田飛行場周辺地域の上空を飛行する航空機を常時監視し、管制すること。
 - (4) 操縦士および整備員に対し、横田における騒音問題の重要性につき十分教育するとともに、各飛行に当っては、騒音抑制上遵守しなければならない事項を指示すること。
 - (5) 日曜日の飛行訓練を最小限に制限すること。
 - (6) 低空において高騒音を発する飛行を禁止すること。
 - (7) 横田飛行場周辺地域の上空における曲技飛行を禁止すること。
 - (8) 横田飛行場司令官およびその幕僚は、騒音問題およびその対策を常時留意検討するとともに、住民の理解を深め、日米双方の協力を推進するため、政府の地方機関および地方公共団体の代表者と密接な連絡をとること。
5. 勧告 日米合同委員会が本報告を承認することを勧告する。
- (注) 本措置は、昭和39年4月17日日米合同委員会で承認された。

横田飛行場の騒音規制措置に関する日米合同委員会の合意

平成5年11月18日
外 務 省
防 衛 施 設 庁

本日、日米合同委員会は、1964年（昭和39年）4月17日の第81回日米合同委員会において承認された、「横田飛行場における騒音軽減に係る航空機騒音対策分科委員会の検討報告」を一部改正する合意に達したことを発表した。

改正内容は、次のとおりである。

「22時から6時までの間の時間における飛行及び地上における活動は、米軍の運用上の必要性に鑑み緊要と認められるものに制限される。夜間飛行訓練は、在日米軍の任務の達成及び乗組員の練度維持のために必要とされる最小限に制限し、司令官は、夜間飛行活動をできるだけ早く完了するようすべての努力を払う。」

福生市と横田基地

発行年月日	平成 8 年 3 月
発 行 者	福 生 市 役 所
編 集	市長公室秘書広報課 福生市本町 5 番地 ☎ 0 4 2 5 - 5 1 - 1 5 1 1 (内線213)
印 刷 所	社会福祉法人あかつきコロニー 武蔵村山市伊奈平 1 - 6 4 - 1 ☎ 0 4 2 5 - 6 0 - 7 9 2 6

